

尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画

2025（令和7）年3月

一宮市・稲沢市

目次

1. 背景と目的	1
1.1 計画の背景	1
1.2 計画の目的	2
1.3 本計画の位置づけ	3
1.4 対象地域	4
2. ごみ処理の現状	5
2.1 ごみの分別区分	5
2.2 ごみ処理手数料	7
2.3 ごみ処理フロー	8
2.4 人口及びごみ排出量	10
2.5 施設概要	11
2.6 ごみ処理経費	15
2.7 ごみ処理に関する施策	16
3. ごみ処理広域化の基本方針	20
3.1 基本方針策定の背景	20
3.2 広域化の基本方針	22
4. 広域処理体制の検討	23
4.1 ごみ処理施設の課題と広域化検討の必要性	23
4.2 広域処理施設の検討対象	24
4.3 広域処理施設の稼働目標年度	25
4.4 ごみ排出量等の推計	25
4.5 施設規模の算定	29
4.6 建設候補地の検討	35
4.7 広域処理システムの評価・比較	45
5. ごみ処理広域化の実施計画	54
5.1 事業主体	54
5.2 概略スケジュール	56
5.3 広域処理体制構築に当たっての検討項目	57

1. 背景と目的

1.1 計画の背景

ごみ処理の広域化は、ダイオキシン類対策等を目的として、1997（平成 9）年に旧厚生省が「ごみ処理の広域化計画について（平成 9 年 5 月 28 日衛環 173 号）」の通知を発出し、都道府県に対してごみ処理の広域化計画を定めることを求めたのが始まりです。その後、2001（平成 13）年の省庁再編に伴い環境行政を担う環境省が設立され、現在、国における廃棄物行政は、環境省が所管しています。

環境省は、2019（平成 31）年 3 月に各都道府県に対し、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成 31 年 3 月 29 日環循適発第 1903293 号）」を通知し、中長期的な視点をもとに安定的かつ効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討の上、持続可能な適正処理の確保、気候変動問題対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化及び地域への新たな価値の創出を踏まえた広域化・集約化に係る計画の策定を求めています。さらに、2020（令和 2）年 6 月には、自治体に向け広域化・集約化の検討を進める上で参考となる情報を整理した「広域化・集約化に係る手引き」を策定し、改めて安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進しています。

これを受け愛知県は、2021（令和 3）年 11 月に、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）」（以下「県広域化計画」という。）を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示しました。県広域化計画では、一宮市及び稲沢市（以下「2 市」という。）から構成される尾張西部ブロックの将来的な処理体制の方向性として、『2031（令和 13）年度以降を目安に、一宮市環境センターと稲沢市環境センターを統合し、焼却処理必要能力が 300t/日以上となる 1 施設による処理体制を目指す。』と示されています。

2 市は、これらの状況を踏まえ、1999（平成 11）年に尾張西部ごみ焼却処理等広域化ブロック会議を設立し、次期ごみ焼却処理施設の建設の具体的な推進に向けて継続的に検討しています。2022（令和 4）年 10 月 20 日に開催された当該会議において、2 市は、ごみ処理の広域化に向け下記の事項を合意しました。

<合意事項>

●ごみ処理の広域化・集約化について

一宮市・稲沢市で積極的に協力し、広域化を検討する。

●広域化・集約化の進め方（運営方式）について

新たなごみ焼却処理施設の建設地となる自治体を事業主体とし、もう一方の自治体は、事務委託することを検討する。

●新たなごみ焼却処理施設の建設候補地について

現在の一宮市環境センター敷地内を、第 1 候補地として検討する。

●広域化・集約化のスケジュールについて

・ごみ処理の広域化計画：2024（令和 6）年度末までに一宮市が策定する。

（広域化計画策定の費用負担割合：均等割 50%、人口割 50%）

・新ごみ焼却処理施設の建設：2034（令和 16）年度の供用開始を目標とする。

一宮市環境センターは 1998（平成 10）年 3 月に竣工し 26 年が経過、稲沢市環境センターは 2000（平成 12）年 3 月に竣工し 24 年が経過しています。それぞれの環境センターの竣工時期が近く、2 市による新たなごみ処理施設の整備は、事業費の縮減等、広域化によるメリットを享受できる可能性があります。一般的に、ごみ処理施設は、計画から竣工まで最短でも 10 年程度を要するとされています。2 市の既存施設の老朽化が進行することを考慮すると、2 市におけるごみ処理の広域化のあり方を検討する必要があります。

表 1-1 現有施設（写真）

一宮市環境センター		稲沢市環境センター
		
【ごみ焼却施設】 1998 (H10). 3 供用開始 施設規模：450t/日 2014 (H26)～2017 (H29) 基幹的設備改良工事を実施 ⇒2032 (R14) まで安定稼働	【リサイクルセンター】 2013 (H25). 3 供用開始 施設規模 不燃・粗大ごみ：51t/5h 空き缶・金属：9t/5h	【ごみ焼却施設】 2000 (H12). 3 供用開始 施設規模：180t/日 2013 (H25)～2015 (H27) 大規模改良工事 ⇒2030 (R12) まで安定稼働 【粗大ごみ処理施設】 （※ごみ焼却施設に併設） 施設規模 不燃・粗大ごみ：50t/5h

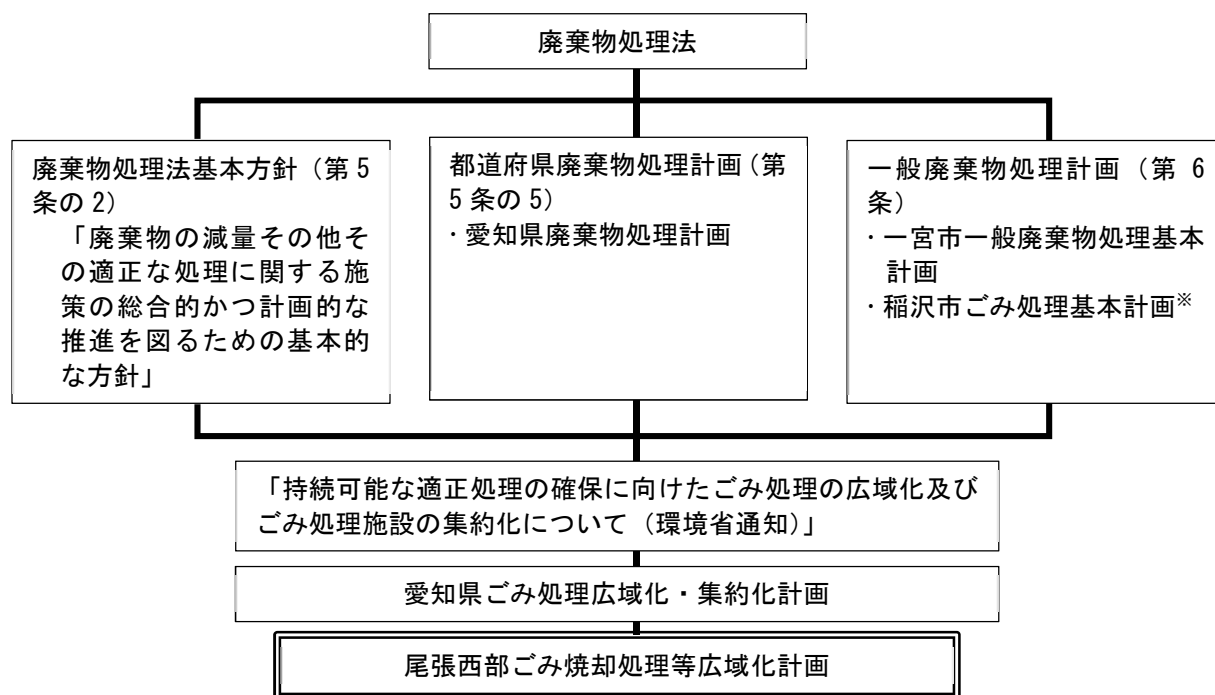
1.2 計画の目的

「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（以下「本計画」という。）は、尾張西部ブロックに属する 2 市におけるごみ処理の現状と課題、ごみ量等の将来予測、ごみ処理施設に係る技術的動向、広域処理体制の導入に係る課題や検討事項を抽出し、広域化を進めるための基本事項を整理するとともに、広域化の基本方針、広域処理体制及び事業スケジュール等を検討し、ごみ処理広域化に向けた事業の基本的な方向性を定めることを目的とします。なお、本計画においては、ごみ処理広域化に伴い整備する施設のことを「広域処理施設」とします。

1.3 本計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

本計画は、広域処理を推進していく観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を基本として関連法令や国・県の計画を踏まえつつ、尾張西部ブロックの 2 市の一般廃棄物処理基本計画等の関連計画と整合を図るものとしします。



※稲沢市の現行計画の名称は「稲沢市ごみ処理基本計画」ですが、2025（令和7）年度に「稲沢市一般廃棄物処理基本計画」へ改定する予定です。

図 1-1 本計画の位置づけ

1.4 対象地域

本計画は、一宮市、稲沢市の2市を対象とします。

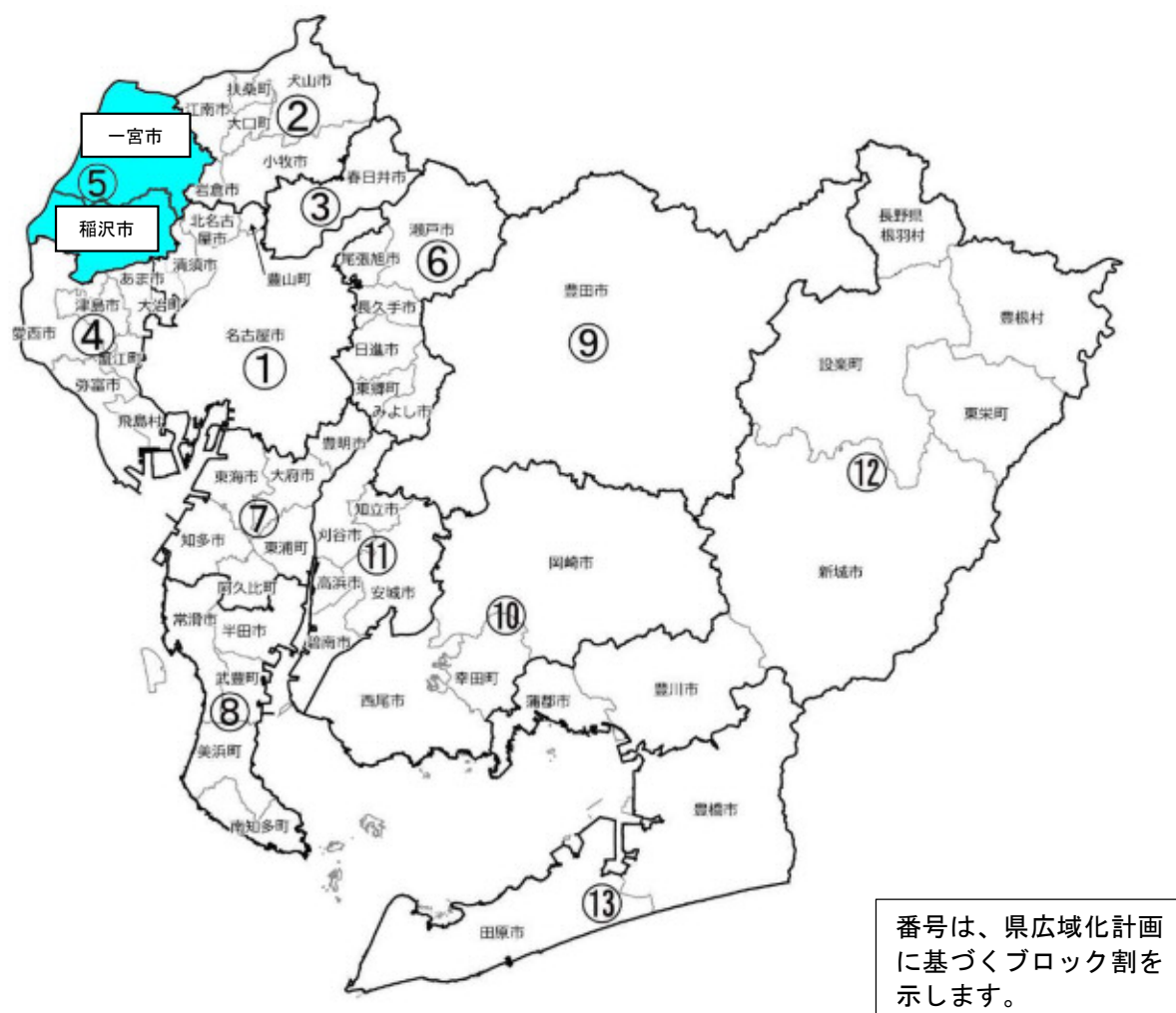


図 1-2 対象地域

2. ごみ処理の現状

本章では、広域化の検討に際し基本的な情報となる2市のごみ処理の現状を示します。

2.1 ごみの分別区分

(1) 一宮市

一宮市のごみの分別区分を表 2-1 に示します。

一宮市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶・金属類、プラスチック製容器包装及びペットボトルの6品目が収集されているほか、町内回収又は拠点回収によって、資源が収集されています。収集は、市又は民間委託で実施しています。

表 2-1 一宮市のごみの分別区分

品目		一宮市					
		収集運搬			処理		
		排出方法	収集頻度	収集主体	処理主体		
可燃ごみ		指定ごみ袋	2回/週	市/委託	市		
不燃ごみ			2回/月	委託			
粗大ごみ		有姿	1回/週 (予約制)				
収集資源	プラスチック製容器包装	指定ごみ袋	1回/週	市/委託	委託		
	ペットボトル		2回/月				
	空き缶・金属類					市	
町内回収資源	紙類	有姿	1回/月	委託			
	布類						
	ガラスびん						
	有害ごみ※						
拠点回収資源	ペットボトル		2回/週				
	空き缶・金属類						
	紙類						
	布類						
	ガラスびん						
	植物性食用油						
	有害ごみ※						
	小型家電			随時			
	インクカートリッジ						

※蛍光管、乾電池、コイン電池、鏡、水銀使用製品

(2) 稲沢市

稲沢市のごみの分別区分を表 2-2 に示します。

稲沢市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、発火性危険物及びプラスチック製容器包装の 5 品目が収集されているほか、市内のリサイクル資源集積場所や地域ステーションにおいて、資源を収集しています。収集は、市又は民間委託で実施しています。

表 2-2 稲沢市のごみの分別区分

品目		稲沢市			
		収集運搬			処理
		排出方法	収集頻度	収集主体	処理主体
可燃ごみ		指定ごみ袋	2 回/週	市/委託	市
不燃ごみ			2 回/月		
粗大ごみ		有姿	1 回/週 (予約制)	委託	
発火性危険物※		透明ごみ袋	2 回/週	市/委託	
収集資源	プラスチック製容器包装	指定ごみ袋	1 回/週	委託	委託
町内回収資源	紙類	有姿	1 回/月		
	布類				
	ガラスびん				
	空き缶・金属類				
	ペットボトル				
地域ステーション 回収資源	紙類		39 回/年 (指定の 日曜日)		
	布類				
	ガラスびん				
	空き缶・金属類				
	ペットボトル				
	植物性食用油				
	蛍光管				
拠点回収資源	紙類	有姿	随時	市	
	布類				
	ガラスびん				
	空き缶・金属類				
	ペットボトル				
	植物性食用油				
	蛍光管				
	乾電池				
	小型家電				
	インクカートリッジ				
	水銀使用製品				
	羽毛ふとん				

※スプレー缶、カセットボンベ、モバイルバッテリー、充電式電池内蔵の小型家電、ライター類

2.2 ごみ処理手数料

(1) 一宮市

一宮市では、可燃ごみ、不燃ごみ、収集資源に対して指定ごみ袋を導入していますが、家庭系ごみ処理の有料化は行っていません。一方、施設への持込みや戸別収集には、表 2-3 のとおり、処理手数料を設定しています。

表 2-3 一宮市のごみ処理手数料

排出形態	品目	処理手数料
持込み	家庭系一般廃棄物	200 円/10kg
	事業系一般廃棄物（可燃ごみのみ）	200 円/10kg
	粗大ごみ(家電リサイクル法対象機器 4 品目以外のもの)	200 円/10kg
	粗大ごみ(家電リサイクル法対象機器 4 品目※)	1,600 円/個
戸別収集 (粗大ごみ)	下記以外のもの	800 円/個
	ガレキ、瓦、コンクリート製品等	800 円/50kg
	家電リサイクル法対象機器 4 品目※	2,400 円/個

※リサイクル料金は郵便局・ゆうちょ銀行で事前に支払いが必要

(2) 稲沢市

稲沢市では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装に対して指定ごみ袋を導入していますが、家庭系のごみ処理の有料化は行っていません。一方、施設への持込みや戸別収集には、表 2-4 のとおり、処理手数料を設定しています。

表 2-4 稲沢市のごみ処理手数料

排出形態	品目	処理手数料
持込み	家庭系一般廃棄物	200 円/10kg
	事業系一般廃棄物	200 円/10kg
	粗大ごみ(スプリングマットレスは 1 枚につき 3,000 円を加算)	200 円/10kg
戸別収集 (粗大ごみ)	下記以外	1,000 円/個
	家電リサイクル法対象機器 4 品目※	3,000 円/個
	スプリングマットレス	4,000 円/枚

※リサイクル料金は郵便局・ゆうちょ銀行で事前に支払いが必要

2.3 ごみ処理フロー

(1) 一宮市

一宮市のごみ処理フローを図 2-1 に示します。

一宮市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶・金属類を一宮市環境センター（ごみ焼却施設又はリサイクルセンター）へ搬入し、処理しています。処理の過程で発生した焼却残渣は民間施設で資源化又は埋立処分し、不燃残渣は市が保有する最終処分場で埋立処分しています。プラスチック製容器包装及びペットボトルは、民間施設で中間処理した後に、指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）へ引き渡されています。その他の資源は、民間の再生利用業者の施設へ搬入され、資源化しています。有害ごみは、（公社）全国都市清掃会議等を通して再生利用業者へ引き渡されています。

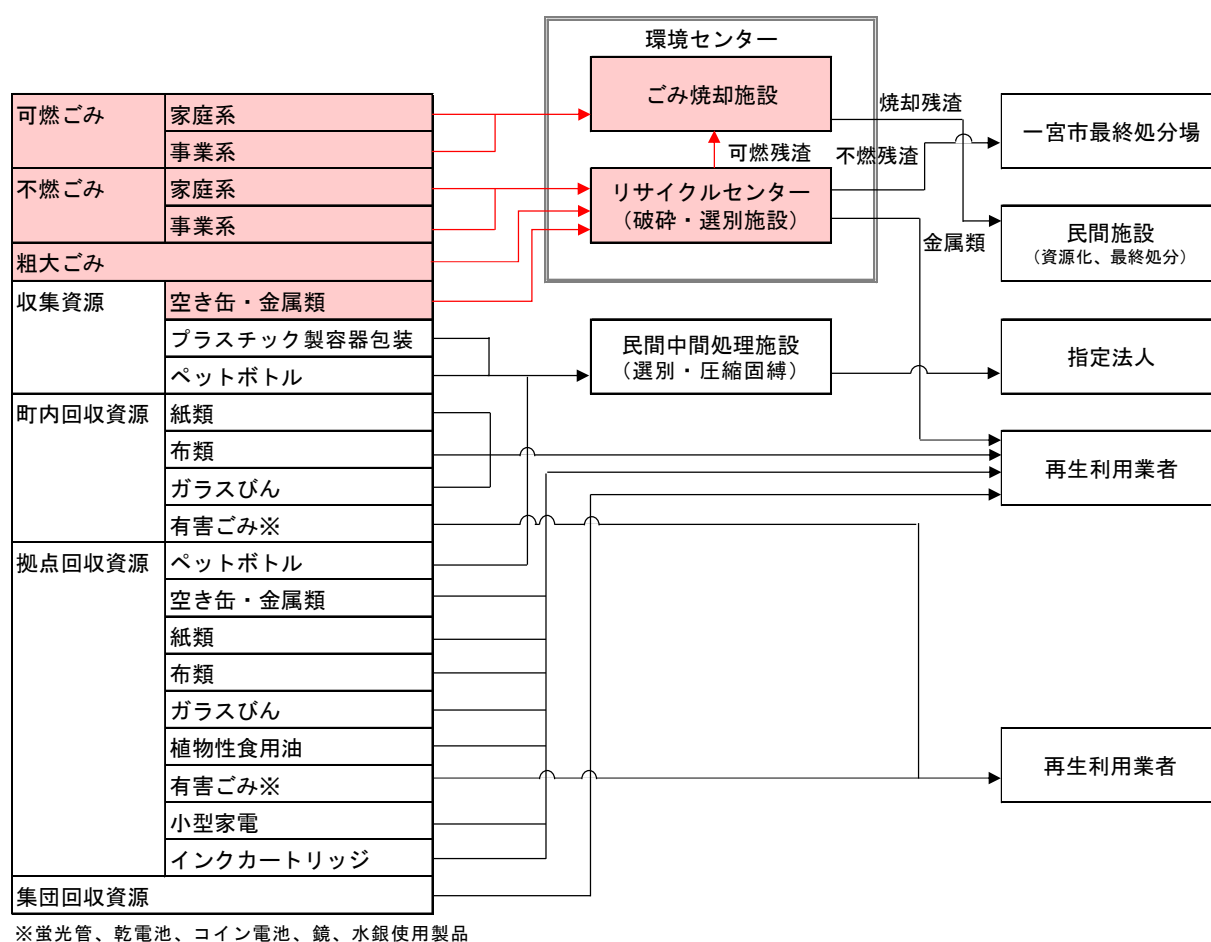
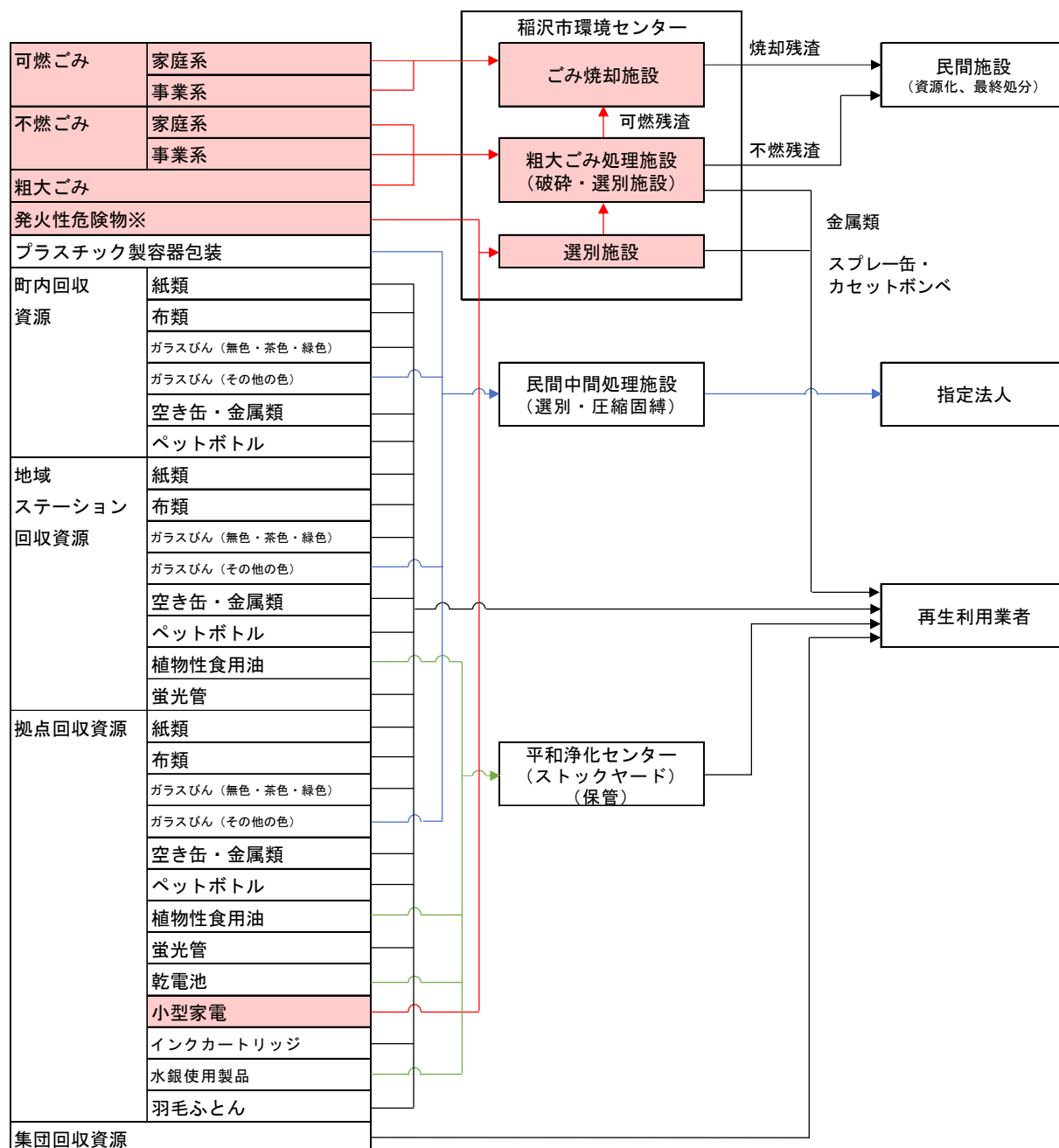


図 2-1 一宮市のごみ処理フロー

(2) 稲沢市

稲沢市のごみ処理フローを図 2-2 に示します。

稲沢市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、発火性危険物及び小型家電を稲沢市環境センター（ごみ焼却施設又は粗大ごみ処理施設）へ搬入し、処理しています。処理の過程で発生した焼却残渣及び不燃残渣は、民間施設にて資源化又は埋立処分しています。プラスチック製容器包装及びガラスびん（その他の色）は、民間施設で中間処理した後、指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）へ引き渡されています。その他の資源は、再生利用業者の施設へ搬入され、資源化しています。



※スプレー缶・カセットボンベ、モバイルバッテリー・充電式電池内蔵の小型家電、ライター類

図 2-2 稲沢市のごみ処理フロー

2.4 人口及びごみ排出量

人口及びごみ排出量の推移を表 2-5、図 2-3 に示します。

2 市の 2023（令和 5）年度における人口は 511,358 人（一宮市 377,661 人、稲沢市 133,697 人）で、2 市の比率は一宮市が約 74%、稲沢市が約 26%です。過去 10 年間の推移は、2 市ともに減少傾向にあり、2023（令和 5）年度の人口は、2013（平成 25）年度から約 2.6%減少しています。

2 市の 2023（令和 5）年度のごみ排出量は 141,713t（一宮市 106,008t、稲沢市 35,705t）で、2 市の比率は一宮市が約 75%、稲沢市が約 25%です。過去 10 年間の推移は、2 市ともに 2019（令和元）年度以降は減少傾向にあり、2023（令和 5）年度のごみ排出量は、2013（平成 25）年度から約 15%減少しています。

表 2-5 人口及びごみ排出量の推移

項目\年度		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
合 計	人口（人）	525, 215	524, 987	524, 268	524, 023	523, 369	522, 212	521, 677	519, 897	516, 952	514, 094	511, 358
	ごみ排出量 (t)	166, 393	164, 935	162, 100	158, 705	157, 371	157, 089	158, 112	155, 422	152, 705	149, 711	141, 713
	可燃ごみ	126, 627	127, 411	126, 667	125, 781	125, 509	124, 682	127, 366	125, 244	123, 529	122, 513	116, 193
	不燃ごみ	9, 228	9, 141	8, 880	8, 281	9, 044	10, 324	9, 821	10, 524	9, 957	8, 993	8, 613
	粗大ごみ	657	712	739	754	797	960	1, 053	1, 101	1, 100	1, 120	1, 013
	資源・有害ごみ	29, 880	27, 672	25, 814	23, 890	22, 021	21, 123	19, 872	18, 553	18, 119	17, 085	15, 895
一宮市	人口（人）	386, 429	386, 410	386, 094	386, 105	385, 777	385, 160	384, 790	383, 582	381, 366	379, 538	377, 661
	ごみ排出量 (t)	124, 417	123, 599	120, 583	117, 867	117, 267	117, 695	118, 646	116, 686	114, 524	112, 435	106, 008
	可燃ごみ	96, 633	97, 150	95, 962	95, 073	95, 111	94, 905	96, 994	95, 572	93, 883	93, 171	87, 953
	不燃ごみ	6, 482	6, 569	6, 035	5, 574	6, 229	7, 244	6, 923	7, 222	6, 962	6, 328	6, 002
	粗大ごみ	583	644	658	666	707	870	947	973	982	988	895
	資源・有害ごみ	20, 718	19, 237	17, 928	16, 554	15, 220	14, 676	13, 782	12, 919	12, 697	11, 948	11, 159
稲 沢 市	人口（人）	138, 786	138, 577	138, 174	137, 918	137, 592	137, 052	136, 887	136, 315	135, 586	134, 556	133, 697
	ごみ排出量 (t)	41, 976	41, 336	41, 517	40, 839	40, 104	39, 394	39, 466	38, 736	38, 181	37, 276	35, 705
	可燃ごみ	29, 994	30, 261	30, 705	30, 708	30, 398	29, 777	30, 372	29, 672	29, 646	29, 342	28, 240
	不燃ごみ	2, 746	2, 572	2, 845	2, 707	2, 815	3, 080	2, 898	3, 302	2, 995	2, 665	2, 611
	粗大ごみ	74	68	81	88	90	90	106	128	118	132	118
	資源・有害ごみ	9, 162	8, 435	7, 886	7, 336	6, 801	6, 447	6, 090	5, 634	5, 422	5, 137	4, 736

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

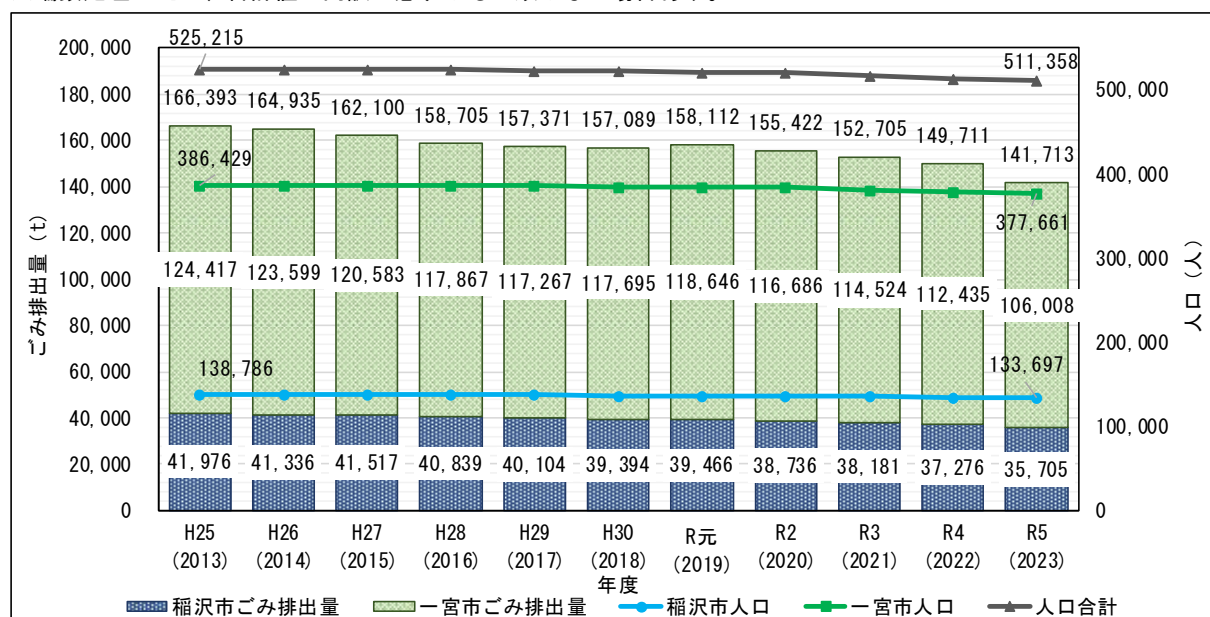


図 2-3 人口及びごみ排出量の推移

2.5 施設概要

(1) 一宮市

一宮市が所有する一般廃棄物処理施設の概要を表 2-6～表 2-9 に示します。

一宮市は、焼却処理施設、リサイクルセンター及び最終処分場を所有しています。

焼却処理施設は、1998（平成 10）年 3 月の竣工から 26 年が経過し、2018（平成 30）年 3 月の基幹的設備改良工事で延命化を図っています。焼却処理施設から発生する余熱は、発電、施設の冷暖房等に使われているほか、場外の余熱利用施設に供給されています。発電した電気は、場内で消費するほか外部に売電しています。

リサイクルセンターは、2014（平成 26）年 1 月の竣工から 10 年が経過しており、DBO 方式で運営されています。

最終処分場は、2004（平成 16）年 4 月の埋立開始から 20 年が経過しており、2023（令和 5）年度末時点で埋立終了は 2032（令和 14）年 9 月の予定です。

なお、2013（平成 25）年 3 月 31 日付で閉鎖された尾西清掃事業所は、2024（令和 6）年度現在、車庫棟を利用して土・日曜日に資源を回収しています。解体後の跡地利用は、今後検討する予定です。

表 2-6 焼却処理施設の概要（一宮市環境センター）

名称	一宮市環境センター
住所	一宮市奥町字六丁山 52 番地
竣工	1998（平成 10）年 3 月 ※2018（平成 30）年 3 月基幹的設備改良工事完了 （2024（令和 6）年度時点で、竣工後 26 年、基幹的設備改良工事後 6 年経過）
設計施工	日本鋼管株式会社（現 JFE エンジニアリング株式会社）
総事業費	24,308,000,000 円（消費税 3%含む）
構造規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 5 階、PH2 階建 建築面積 5,740.63 m ² 延床面積 17,624.12 m ²
処理能力	450t/24h（150t/24h×3 炉）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
運転・維持管理	直営（単年度運転委託）
余熱利用	場内：施設内電力消費、冷暖房、給湯 場外：売電、エコハウス 138・斎場・衛生処理場への電力供給、 エコハウス 138・奥いきいきセンターへの熱供給

出典：清掃事業概要（2024（令和 6）年度 一宮市）を基に作成

表 2-7 リサイクルセンターの概要（一宮市環境センター）

名称	一宮市リサイクルセンター
住所	一宮市奥町字六丁山 52 番地
竣工	2014（平成 26）年 1 月 （2024（令和 6）年度時点で、竣工後 10 年経過）
設計施工	日立造船株式会社（現カナデビア株式会社）
総事業費	1,838,266,500 円（消費税 5%含む）
構造規模	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階建 リサイクルセンター： 建築面積 1,341.19 m ² 、 延床面積 2,863.69 m ² 不燃・粗大ごみ等ストックヤード： 建築（延床）面積 215.02 m ² 全体面積 1,590 m ²
処理能力	60t/5h（不燃・粗大ごみ 51t/5h、空き缶・金属類 9t/5h） ※その他、スプレー缶処理機あり
処理方式	不燃粗大ごみ：破碎・選別・保管 空き缶・金属ライン：（破袋）選別・圧縮・梱包
運転・維持管理	DBO 方式（一宮環境テクノロジー株式会社） ※運営期間：2027（令和 9）年度まで

出典：清掃事業概要（2024（令和 6）年度 一宮市）を基に作成

表 2-8 最終処分場の概要

名称	一宮市光明寺最終処分場
住所	一宮市光明寺字寅新田 4 番地 1
埋立開始	2004（平成 16）年 4 月 （2024（令和 6）年度時点で、埋立開始後 20 年経過）
埋立終了	2032（令和 14）年 9 月（予定）（2023（令和 5）年度末時点）
構造規模	構造：管理型処分場 全体面積 21,540 m ² 全体容量 105,480 m ³ 残余容量 14,478 m ³ （2023（令和 5）年度末時点）
埋立方式	平面埋立方式（遮水シート敷設）
浸出水処理施設	カルシウム晶析法＋接触曝気 凝集膜分離法＋高度処理
管理	委託

出典：清掃事業概要（2024（令和 6）年度 一宮市）を基に作成

表 2-9 その他施設の概要（尾西清掃事業所）

名称	尾西清掃事業所
住所	一宮市北今字堀田 10
概要	2008（平成 20）年 4 月 ごみ焼却処理施設を休止 2013（平成 25）年 3 月 粗大ごみ施設、保管施設、し尿施設を休止 現在 車庫棟を利用して資源回収を実施（土・日曜日）

出典：一宮市一般廃棄物処理基本計画（2024（令和 6）年 3 月一部改定）を基に作成

(2) 稲沢市

稲沢市が所有する一般廃棄物処理施設の概要を表 2-10 及び表 2-11 に示します。

稲沢市は、焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設を所有しています。両施設ともに、2000（平成 12）年 3 月の竣工から 24 年が経過しています。

焼却処理施設は、2016（平成 28）年 3 月に基幹的設備改良工事により延命化を図り、工事後 8 年が経過しています。焼却処理施設から発生する余熱は、発電、施設の暖房及び場外の余熱利用施設への供給等で利用されています。

表 2-10 焼却処理施設の概要（稲沢市環境センター）

名称	稲沢市環境センター
住所	稲沢市中野川端町 74 番地
竣工	2000（平成 12）年 3 月 ※2016（平成 28）年 3 月基幹的設備改良工事完了 （2024（令和 6）年度時点で、竣工後 24 年、基幹的設備改良工事後 8 年経過）
設計施工	株式会社荏原製作所
総事業費	11,450,980,000 円（消費税 3%含む）
構造規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 15,313.67 m ²
処理能力	180t/24h（60t/24h×3 炉）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
余熱利用	場内：施設内電力消費、給湯、暖房 場外：売電、老人憩の家へ熱供給（給湯）
運転・維持管理	単年度運転委託

出典：清掃事業概要（2023（令和 5）年度 稲沢市）を基に作成

表 2-11 粗大ごみ処理施設の概要（稲沢市環境センター）

名称	焼却処理施設と同様
住所	焼却処理施設と同様
竣工	2000（平成 12）年 3 月
設計施工	株式会社荏原製作所（設備は株式会社栗本鐵工所製）
総事業費	焼却処理施設に含む
構造規模	焼却処理施設と同様
処理能力	50t/5h （45t/5h・横型回転（不燃性用）、5t/5h・2 軸せん断（可燃性用））
処理方式	不燃・粗大ごみ：破碎・選別・保管 （横型回転式破碎機・2 軸せん断破碎機）
運転・維持管理	焼却処理施設と同様

出典：清掃事業概要（2023（令和 5）年度 稲沢市）を基に作成

(3) 2 市の一般廃棄物処理施設の位置図

2 市が保有する一般廃棄物処理施設の位置図を図 2-4 に示します。

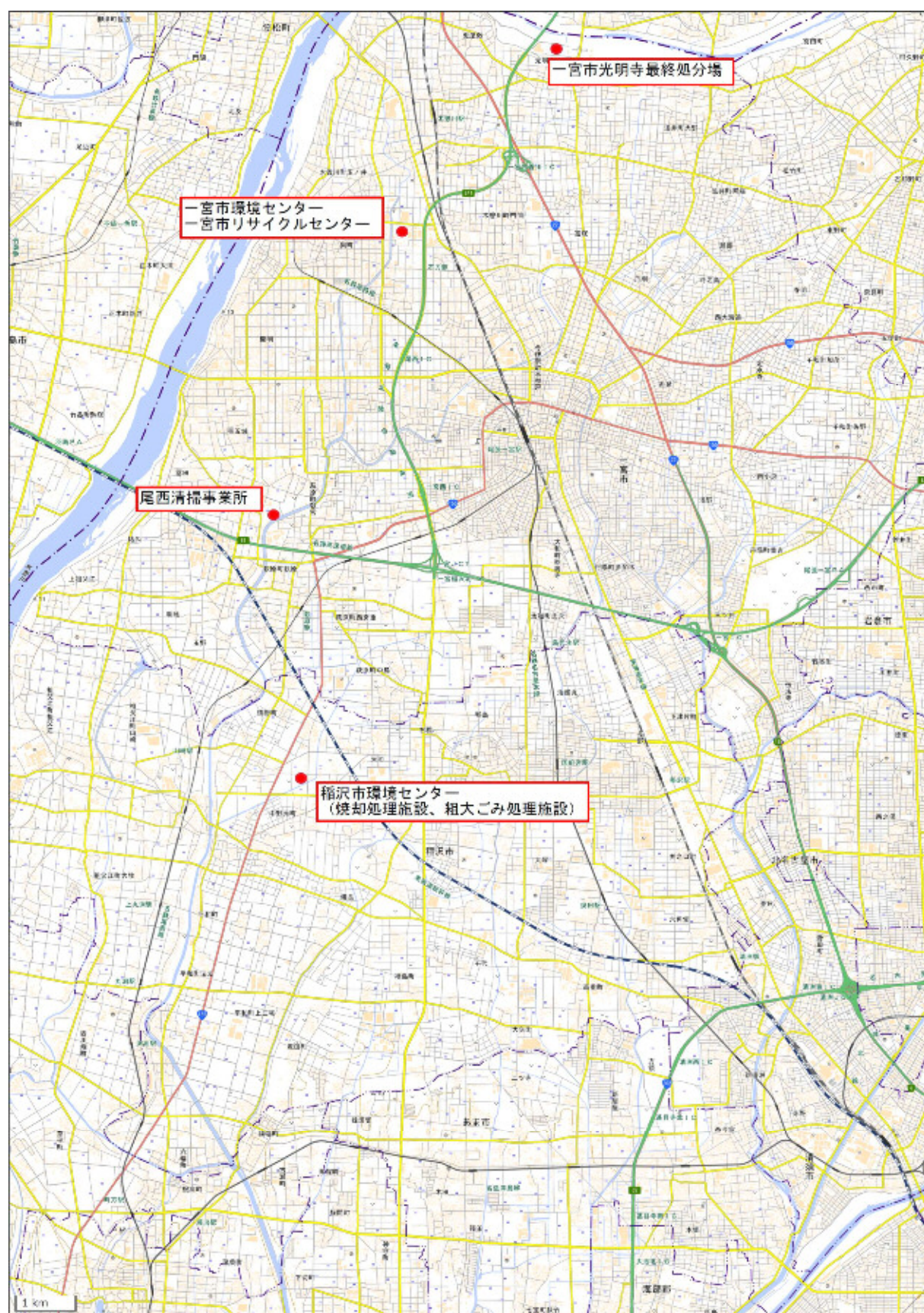


図 2-4 2市が保有する一般廃棄物処理施設の位置図

2.6 ごみ処理経費

(1) 一宮市

一宮市のごみ処理経費の推移を表 2-12 に示します。

一宮市の 2023（令和 5）年度のごみ処理経費は 3,619,922 千円で、2019（令和元）年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。内訳では、中間処理費と収集運搬費で全体の約 6 割を占めています。

表 2-12 一宮市のごみ処理経費の推移

（単位：千円/年）

項目\年度	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
合計	3,305,584	3,637,193	3,596,252	3,562,780	3,589,536	3,619,922
総務・事務費	165,676	204,526	275,614	275,925	322,982	314,651
収集運搬費	960,277	1,028,700	986,509	1,078,447	1,080,950	1,085,773
中間処理費	970,851	1,284,814	1,197,655	1,197,054	1,180,193	1,227,247
最終処分費	405,168	399,013	408,832	402,292	407,657	400,306
資源回収事業費	803,612	720,140	727,642	609,062	597,754	591,945

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

(2) 稲沢市

稲沢市のごみ処理経費の推移を表 2-13 に示します。

稲沢市の 2023（令和 5）年度のごみ処理経費は 1,076,489 千円で、2020（令和 2）年度を除き、ほぼ横ばいで推移しています。内訳では、中間処理費と収集運搬費で全体の約 9 割を占めています。

表 2-13 稲沢市のごみ処理経費の推移

（単位：千円/年）

項目\年度	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
合計	1,055,769	1,212,918	2,816,060	992,375	1,042,860	1,076,489
収集運搬費	279,887	283,829	282,698	286,209	301,594	300,306
中間処理費	673,577	838,232	2,441,480	610,540	647,172	682,607
最終処分費	102,305	90,857	91,882	95,626	94,094	93,576

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

2.7 ごみ処理に関する施策

2.7.1 ごみ処理に関する施策

2 市の一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ処理に関する施策を表 2-14、表 2-15 に示します。

表 2-14 一宮市のごみ処理に関する施策

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量・資源化の推進	4R の推進	発生回避（リフューズ）の推進
		発生抑制（リデュース）の推進
		再利用（リユース）の推進
		再生利用（リサイクル）の推進
	家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進	啓発・情報発信の推進
		生ごみの減量と水切りの推進
		事業者自身の排出抑制と処理責任の徹底
		事業系生ごみ、紙類のリサイクルの推進
	環境学習の推進	市民を対象とした出前講座の推進
		施設見学、イベントによるごみに対する理解の普及
		小中学校における節電、節水、ごみ減量などの取組みの支援
適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理	安定した収集運搬体制の構築
		現有施設の安全な運転体制と維持管理の確保
		最終処分場の適正な維持管理
	収集体制の効率性、廃棄物処理体制の検討	効率的な収集体制の構築
		施設事故が発生した場合の処理体制の確保
		最終処分場の延命化及び次期施設の整備
	不法投棄などの防止対策の推進	広報、市ウェブサイト等による啓発
		パトロールによる監視強化
		警察等関連機関との連携

【4R とは】 1. Refuse（リフューズ）：不要なものは断る 2. Reduce（リデュース）：ごみを減らす
 3. Reuse（リユース）：繰り返し使う 4. Recycle（リサイクル）：資源化する
 4R とは、上記の 4 つの頭文字を取ったものです。

一宮市ではごみを減らすために、この 4R を推進しています。

出典：一宮市一般廃棄物処理基本計画（2024（令和 6）年 3 月一部改定）を基に作成

表 2-15 稲沢市のごみ処理に関する施策

ごみの発生・排出抑制のための方策

取組み主体	施策
(1) 市の取組み	①生ごみの水切り、食品ロス削減のための食べきり、ごみを出さない調理方法や段ボールコンポストの普及等、生ごみの減量を啓発します。
	②リユースを推進するために「もったいないの心を大切に」をモットーに、フードドライブの促進、リユース文庫の利用等を実施します。
	③リサイクルを推進するために、分別収集及び集団回収を促進します。また、排出機会の拡大に向け、常設拠点における回収の拡大について検討します。
	④リサイクル技術の向上等による分別の変更について検討し、適時適切な分別を決定し周知します。
	⑤事業系ごみの減量に向けて、他市の先進事例を調査・研究し、本市で行うにあたっての効果的な施策について検討します。
	⑥地域や学校、保育園、事業所に出向き、ごみ処理の情報を提供し、ごみ処理に対する意識を高めるために、積極的に出前講座を開催します。
	⑦ごみやリサイクル資源の集積場所、また、拠点回収の受付時などにおいて、分別・排出方法の指導を図ります。
	⑧ホームページ、SNS、スマートフォン向けアプリ等の活用方法について積極的に模索し、より幅広く効果的な情報発信に努めます。
(2) 市民の取組み	①資源とごみの分別を徹底し、排出マナーを守ります。
	②使い捨て商品の購入や使用を控え、過剰な包装を辞退します。
	③必要なものだけを購入するなど計画的な買い物をし、食品ロスを削減します。
	④身の回りで繰り返し使えるものは、できる限り長く使用します。
	⑤地域における資源回収等に協力し、ごみの減量とリサイクルを推進します。
(3) 事業者の取組み	①一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正に処理します。
	②ごみ量を把握し、可能な限り資源化に努めます。
	③過剰包装を抑制し、簡易包装を推進します。
	④消費期限の短い食品を販売する際は、食品ロス削減のため、仕入れと製造の適量化を図ります。
	⑤書類のデータ化、使用済み封筒の再使用やミスコピーの裏紙を利用するなど、紙ごみを出さないよう努めます。
	⑥再使用・再資源化できる商品の自主回収に努めます。

出典：稲沢市ごみ処理基本計画（改定計画）（2021（令和3）年4月）を基に作成

2.7.2 施設整備及び広域処理に関する施策

2市の一般廃棄物処理基本計画では、施設整備及び広域処理に関する施策について、次のとおり示されています。

(1) 一宮市

一宮市一般廃棄物処理基本計画（2024（令和6）年3月一部改定）では、図2-5のとおり、環境センターごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターについて、今後、ごみ処理の広域化・集約化について検討することが示されています。

7 廃棄物処理施設の整備

(1) 環境センターごみ焼却施設

現施設は1998(平成10)年3月に供用を開始し、老朽化した焼却炉やボイラー等の基幹的設備の改良工事を2014(平成26)年度から2017(平成29)年度まで施工し、二酸化炭素排出量の削減を図ると共に2032(令和14)年度まで安定稼働ができるようになりました。

今後の整備については、国・県が推進するごみ処理の広域化・集約化を念頭に、次の新しいごみ焼却施設の建設を稲沢市と共に長期的な検討を開始しており、互いに協力しつつ環境に配慮し、効率的なエネルギー回収、温室効果ガスの排出量の削減を目指しながら建設事業を進めます。次のごみ処理施設の建設予定地は、現在の一宮市環境センターの敷地内を第1候補地としていますが、複数の建設予定地から総合的に建設予定地を決める予定です。

また、ごみ焼却施設の更新事業にあたり、ごみ処理の有料化、一般廃棄物会計基準、プラスチック製容器包装・プラスチック製品の一括回収の導入について、積極的に検討する必要があります。

(2) リサイクルセンター

現施設はPFI方式に準じたDBO方式を採用し建設から運営まで行うもので、2013（平成25）年3月に供用を開始しました。2027（令和9）年度まで管理運営業務をPFI事業者へ委託しています。

今後の整備については、環境センターごみ焼却施設と同様に国・県が推進するごみ処理の広域化・集約化を念頭に、稲沢市と共に長期的な検討を行っていきます。

出典：一宮市一般廃棄物処理基本計画（2024（令和6）年3月一部改定）

図 2-5 施設整備・広域処理に関する事項（一宮市）

(2) 稲沢市

稲沢市ごみ処理基本計画（改定計画）（2021（令和3）年4月）では、図 2-6 のとおり、現行の施設の適正運用・管理、長期利用を図るものとしており、ごみ処理の広域化・集約化についての記載はありません。

なお、稲沢市は、2025（令和7）年度にごみ処理基本計画の改定を予定しています。

8 処理施設の整備

ごみの中間処理施設及びし尿処理施設は、現行の処理施設の適正運用、適正管理に努め、長期利用を図るものとします。

また、プラスチック製容器包装の選別、圧縮、梱包、保管施設については、民間業者を活用するものとします。

(1) ごみ処理施設

稲沢市環境センター

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理は、環境センターで行います。運用にあたっては、引き続き、環境への負荷を極力減らすとともに、ごみ処理施設の長期利用を図ります。

出典：稲沢市ごみ処理基本計画（改定計画）（2021（令和3）年4月）

図 2-6 施設整備・広域処理に関する事項（稲沢市）

3. ごみ処理広域化の基本方針

ごみ処理の広域化を適切に実施するには、廃棄物処理法で定める処理責任を果たすことを基本として、ごみ処理をめぐる社会情勢を踏まえた基本方針を定める必要があります。

ここでは、ごみ処理をめぐる社会情勢をもとに、ごみの発生・排出、中間処理／資源化、最終処分の各過程における近年の動向等を踏まえ、2市における広域化の基本方針を定めます。

3.1 基本方針策定の背景

3.1.1 ごみの発生・排出

ごみの発生・排出段階では、従来の3R（Reduce：リデュース＝発生抑制、Reuse：リユース＝再利用、Recycle：リサイクル＝再生利用）の取組みに加えサーキュラーエコノミー（循環経済）とよばれる新しい経済システムが提唱されています。サーキュラーエコノミーは、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化及び廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

サーキュラーエコノミーの構築のためには、廃棄物とならない製品の製造が必要であり、ごみの排出前からの取組みが重要視されます。これまでも、過剰包装を受け取らない、レジ袋の辞退などの施策はありましたが、必要最小限の包装とすることやリユース容器のさらなる活用など Refuse（リフューズ＝発生回避）の取組みをさらに進め、廃棄物の排出抑制を極限まで高める必要があります。

2市の施策として廃棄物の発生より手前の製造開発段階にまで関与することは容易ではありませんが、世界の廃棄物の施策の方向はサーキュラーエコノミーの構築に向かっています。

また、市民や事業者が廃棄物の発生回避や脱炭素のための適切な選択（廃棄ロスの削減やグリーン調達の実施など）を講じることが、今後の2市の施策実現や社会的ニーズを満たすために必要であり、2市は、これらの施策を市民や事業者に広く呼びかける必要があります。合わせて、これまでの取組みとして限定的であった発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）及び再利用（リユース）に係る施策の拡充も必要です。

ごみの分別は、資源化のための基本条件の一つであることから、これからもさらなるごみ分別の意識付けを図る必要があります。

ごみの減量が進捗しない場合には、ごみの削減効果、費用対効果及び市民の費用負担への波及などを考慮の上、家庭系ごみ処理の有料化を検討することも選択肢としてあり得ます。

なお、ごみ処理の広域化は、ごみの分別区分や収集形態の変更に伴い、日々のごみの排出方法に影響が及ぶほか、施設が遠隔地になることで市民がごみを施設へ直接持ち込むことが難しくなる場合もあります。そのため、市民の利便性をできる限り維持しつつ、ごみ処理費用を可能な限り低減するなど、利便性と経済性に配慮した効率的なごみ処理体制とする必要があります。

3.1.2 中間処理／資源化

ボイラータービン付きの焼却処理施設は、2023（令和 5）年度時点において最も普及している可燃ごみ処理方式で、2 市のごみ処理施設の規模（合計）相当では、エネルギー回収率は 22%～25%程度と高い水準にあります（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和 3 年 4 月改定）環境省）。資源にならない可燃性の廃棄物は、公衆衛生の観点などから収集されたら速やかに処理し、減容化を図りつつ、温室効果ガス排出量を削減するという方向性に変わりはないと考えられます。

ごみ処理の過程で発生した二酸化炭素の回収技術は、カーボンニュートラルや脱炭素といった社会的潮流を受け、現時点では財源や用途先の課題はあるものの、中長期的には実用化される可能性があります。可燃ごみのうち、厨芥類や剪定枝等は、バイオマス（生物から生まれた有機性資源）でありそれ自体はカーボンニュートラルですが、処理の効率性や資源物の用途などを踏まえ、焼却以外の処理方法（チップ化や堆肥化等）の模索も可能です。

資源は、現時点において民間事業者への委託処理による再資源化が確立していることから、2 市が直接関与する必然性は少ないと考えられますが、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化は、国の循環型社会形成推進交付金の要件であり、広域処理施設の整備に合わせて実施する必要がありますことから、早期に具体的な検討に着手する必要があります。

3.1.3 最終処分

2 市は、内陸の都市近郊部に位置していることから、最終処分場の好適地がほとんどなく、最終処分を外部に委託せざるを得ません。そのため、既存の最終処分場の延命化を図りつつ、最終処分量を極力最小化する必要があります。

3.1.4 災害廃棄物の処理

広域処理施設の整備に当たっては、国土強靱化を念頭に津波や地震に対する備えが必要になります。例えば、一宮市の洪水ハザードマップによると、2 市の合意事項の第 1 候補地である一宮市環境センターの敷地及びその周辺は、洪水発生時は、3.0m 以上 5.0m 未満の浸水が想定されています（図 3-1）。そのため、浸水対策を講じるなど、災害時でもごみ処理が継続できる仕組みを検討する必要があります。



出典：一宮市地図情報サイト 138 マップ

図 3-1 一宮市環境センター周辺の洪水ハザードマップ

3.2 広域化の基本方針

2 市では、前項の基本方針策定の背景を踏まえ、次のとおり広域化の基本方針を定めます。

1. サーキュラーエコノミー（循環経済）を踏まえた、市民や事業者との協働による最適なごみ処理事業を推進する。
2. 廃棄物のエネルギー源の有効利用と最新の省エネルギー設備の導入等により、脱炭素化社会の実現に貢献する施設を整備する。
3. 最終処分量の最小化を図りつつ、環境負荷の少ない安定的なごみ処理体制を目指す。
4. 施設の強靱化により、災害時の廃棄物処理にも対応でき、ごみ発電を活用した地域のエネルギー拠点となる、災害に強い施設を整備する。
5. 市民の利便性を損なわずに、経済性と効率性を確保したごみ処理体制を構築する。

4. 広域処理体制の検討

本章では、将来ごみ量を推計し、広域処理施設に必要な施設規模を算定するとともに、建設候補地の検討及び広域処理体制の検討結果を示します。

4.1 ごみ処理施設の課題と広域化検討の必要性

2市におけるごみ処理施設の課題と広域化検討の必要性は、施設別に次のとおりです。

4.1.1 可燃ごみ処理施設

一宮市の焼却処理施設は竣工後 26 年、稲沢市の焼却処理施設は竣工後 24 年が経過し、両施設ともに基幹的設備改良工事を行っているものの、老朽化が進行している状況です。

県広域化計画では、2市から構成される尾張西部ブロックの将来的な処理体制の方向性として、『2031（令和 13）年度以降を目安に一宮市環境センターと稲沢市環境センターを統合し、焼却処理必要能力が 300t/日以上となる 1 施設による処理体制を目指す。』とされています。

今後既存施設の老朽化が進行していくことを考慮すると、2市ともに次期可燃ごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。

4.1.2 破碎・選別施設

一宮市のリサイクルセンターは DBO 方式にて整備し、運営されており、10 年が経過しています。稲沢市の粗大ごみ処理施設は、焼却処理施設と同様に、竣工後 24 年が経過し、老朽化が進行している状況です。また、リチウムイオン電池等の出火による火災報知器の発報が相次ぎ、計画処理能力どおりの処理が困難な状況であるとともに、火災による施設修繕料の増加に伴う処理費の増大が課題となっています。また、相次ぐ火災により、設備の損傷が著しく、数年後には大規模改修が必要な状況です。

よって、2市ともに、上記 4.1.1 の可燃ごみ処理施設と合わせて、次期破碎・選別施設のあり方を検討する必要があります。

4.1.3 プラスチック資源化施設

2市では、2024（令和 6）年度現在、プラスチック製容器包装を分別収集し、民間施設で選別・固縛し、指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化しています。また、プラスチック使用製品廃棄物は、可燃ごみ又は不燃ごみとして処理しています。

上記 4.1.1 可燃ごみ処理施設を新設する場合、自治体のごみ処理施設整備の財政支援制度である環境省の循環型社会形成推進交付金を活用することで、施設整備に係る 2市の財政負担を抑えることが可能です。2022（令和 4）年 4 月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化」が当該交付金の交付要件となり、プラスチック使用製品廃棄物も回収し、再商品化を行うことが必要となります。

よって、2市ともに、プラスチック使用製品廃棄物を含むプラスチック資源について、プラスチック製容器包装と同様に民間施設に選別・圧縮等の中間処理を委託して再商品化を行うか、プラスチック資源化施設を新たに整備して中間処理を行うかを検討する必要があります。

4.1.4 最終処分場

一宮市の光明寺最終処分場は、埋立開始から 20 年が経過しており、埋立終了は 2032（令和 14）年 9 月の予定です。最終処分場の延命化を図るため、2024（令和 6）年度現在、光明寺最終処分場では不燃残渣及び処理困難物のみを埋立処分しており、一宮市環境センターから発生する焼却残渣は民間施設で資源化又は埋立処分しています。一方、稲沢市には最終処分場がないため、焼却残渣等は民間施設で資源化又は埋立処分しています。

広域処理施設から発生する残渣類の処理・処分方法の検討は必要ですが、2 市で広域の最終処分場を整備する場合は、土地取得も含めて中長期的かつ慎重な検討が必要となります。2 市は都市近郊に位置しており、域内でのまとまった用地の確保は困難であり、市域の大半の土地が土地利用に係る制約を受けることから、最終処分場の整備は容易ではありません。よって、最終処分場は、広域処理施設の検討対象には含めないこととします。

4.1.5 中継施設

ごみ処理の広域化を行う場合、自治体によっては、従来に比べ、搬出先となる処理施設が遠方となり、収集運搬経費の負担増が懸念されます。また、搬入先となる広域処理施設の周辺道路では、収集運搬車両や持込み車両の増加が見込まれ、渋滞が発生する可能性があります。

中継施設の整備は、広域処理施設の周辺道路の渋滞緩和につながるメリットがある一方、用地の確保が必要で、整備・維持管理費等の経費負担が発生するデメリットもあります。

環境省の文献によると、『輸送距離が「18km」を超える場合には中継施設の導入を検討するとよい』※とされています。例えば、稲沢市環境センターから一宮市環境センターまでの距離は約 10km で、中継施設の導入に必ずしも必要な距離ではありませんが、これまで施設に粗大ごみ等を持ち込んでいた市民等に対するサービスの維持等、総合的な観点から、中継施設の可否を検討する必要があります。

4.2 広域処理施設の検討対象

「4.1 ごみ処理施設の課題と広域化検討の必要性」を踏まえ、広域処理施設の検討対象は、以下の 3 施設とします。また、「中継施設」も各施設において可否を検討することとします。なお、2 市の現有施設は全連続燃焼式焼却炉を採用した焼却処理施設ですが、広域処理施設の処理方式は未定であるため、以降の検討では処理方式を特定しない「可燃ごみ処理施設」とします。

- ① 可燃ごみ処理施設
- ② 破砕・選別施設
- ③ プラスチック資源化施設

※ 「日本の廃棄物処理・リサイクル技術－持続可能な社会に向けて－」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室 2013 年 12 月改訂）

4.3 広域処理施設の稼働目標年度

広域処理施設の稼働目標年度は、2市の合意に基づき、「2034（令和16）年度」と設定します。

4.4 ごみ排出量等の推計

4.4.1 ごみ排出量等の推計の考え方

広域処理施設の検討では、2市の将来のごみ量を推計し、稼働目標年次における処理対象ごみ量（計画処理量）から、施設の規模を定める必要があります。廃棄物処理施設の計画処理量は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（（公社）全国都市清掃会議 平成29年5月）」によると、「稼働予定の7年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定める」としています。

すなわち、2034（令和16）年度の稼働開始とする場合、2040（令和22）年度までのごみ排出量の将来予測が必要となります（表4-1）。本検討では、2市の一般廃棄物処理基本計画に基づき、一宮市は2031（令和13）年度から2040（令和22）年度まで、稲沢市は2026（令和8）年度から2040（令和22）年度までのごみ排出量を追加推計しました。なお、この推計値は、施設規模算定のための概算値であり、今後、ごみ排出量の実績や2市の一般廃棄物処理基本計画の改定に合わせて見直す必要があります。

表 4-1 ごみ排出量の推計の考え方

年度 2市	令和	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	西暦	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
一宮市		基本計画の推計値									追加推計								
稲沢市		基本計画の推計値			追加推計														
備考													広域処理施設の稼働目標	稼働2年目	稼働3年目	稼働4年目	稼働5年目	稼働6年目	稼働7年目

※西暦は下2桁

4.4.2 ごみ排出量等の推計方法

ごみ排出量等の推計方法は、以下のとおりです。

(1) 一宮市

一宮市の将来のごみ排出量等は、一宮市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量等の推計方法を踏襲し、以下の手順で推計を行います。

<ごみ排出量の推計方法>

- ①一宮市一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度である 2030（令和 12）年度の目標値である 1 人 1 日当たりのごみ総排出量 700 g（事業系、資源を含む）が、2030（令和 12）年度以降も一定で推移するものとして設定
- ②各年度の人口及び日数に、1 人 1 日当たりのごみ排出量 700g を乗じて、総排出量を算出
- ③2030（令和 12）年度の各排出区分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源・有害ごみ）のごみ排出割合を算出し、2030（令和 12）年度以降も一定で推移するものとして、②で算出した総排出量にごみ排出割合を乗じて、区分別のごみ排出量を算出

<汚泥量、可燃残渣量の推計方法>

- ・汚泥量：2023（令和 5）年度の 1 人 1 日当たりの排出量が、2030（令和 12）年度以降も一定で推移するものとして設定
- ・可燃残渣量：リサイクルセンターから排出される可燃残渣量とプラスチック製容器包装及びペットボトルの選別過程から排出される可燃残渣量を推計
 - リサイクルセンターから排出される可燃残渣量：2023（令和 5）年度の不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶・金属類の処理量に対する可燃残渣量の割合を算出し、2030（令和 12）年度以降も一定で推移するものとして設定
 - プラスチック製容器包装及びペットボトルの選別過程から排出する可燃残渣量：2023（令和 5）年度のプラスチック製容器包装及びペットボトルの処理量に対する可燃残渣量の割合を算出し、2030（令和 12）年度以降も一定で推移するものとして設定

(2) 稲沢市

稲沢市の将来のごみ排出量等は、稲沢市ごみ処理基本計画におけるごみ排出量の推計方法を踏まえた上で、以下の手順で推計します。

<ごみ排出量の推計方法>

- ①家庭系は、2026（令和 8）年度以降も 2025（令和 7）年度の目標値である 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出原単位（資源リサイクルを除く）の 500g が続くと仮定
- ②事業系は、2026（令和 8）年度以降も 2014（平成 26）年度以降の実績最小値である 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量 127g が変わらず推移するものとして設定（2025（令和 7）年度目標値は 138g であるが、実績が目標を下回った年度（令和 2 年度）が存在するため）
- ③各年度の人口・日数に①を乗じて家庭系ごみ（資源リサイクルを除く）排出量、各年度の人口・日数に②を乗じて事業系ごみ排出量を算出
- ④2014（平成 26）年度～2020（令和 2）年度の平均割合を用いてそれぞれごみ区分別の内訳を算出（2021（令和 3）年度～2023（令和 5）年度は新型コロナの流行の影響があるため除外した）
- ⑤資源・有害ごみ量は、2026（令和 8）年度以降も 2025（令和 7）年度と同量が排出されるものと仮定

<汚泥量、可燃残渣量の推計方法>

- ①汚泥量は、2023（令和 5）年度における人口 1 人 1 日当たりの排出量が以降も変わらず推移するものとして設定
- ②稲沢市環境センター粗大ごみ処理施設から排出される可燃残渣量は、2023（令和 5）年度における不燃ごみ、粗大ごみ排出量の残渣割合が以降も継続するものとして設定

(3) 将来人口の推計

将来人口は、一宮市は「人口問題研究所推計値」、稲沢市は「稲沢市人口ビジョン」に基づき設定します。

2034（令和 16）年度（施設稼働目標）における人口の推計結果は、2 市で 474,898 人（一宮市 358,272 人、稲沢市 116,626 人）となる見込みです。

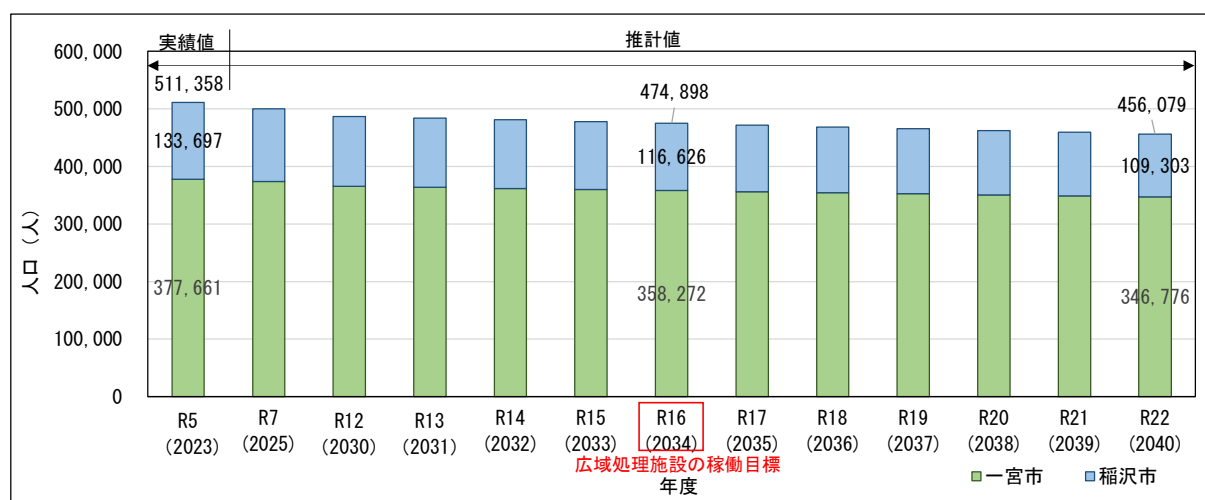


図 4-1 人口推計結果

4.4.3 推計結果

ごみ排出量等の推計結果を表 4-2 に示します。

広域処理施設の稼働予定である 2034（令和 16）年度において、ごみ排出量は 122,808t（一宮市 91,519t、稲沢市 31,289t）となる見込みです。その内訳は、可燃ごみ量が 97,103t、不燃ごみ量が 6,993t、粗大ごみ量が 1,069t、資源・有害ごみ量が 17,643t です。また、脱水汚泥発生量は 3,701t、可燃残渣発生量は 7,871t となる見込みです。

表 4-2 ごみ排出量等の推計結果

項目	年度	実績値	推計値											
		R5 (2023)	R7 (2025)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
合計	人口（人）	511,358	500,304	486,985	483,964	480,942	477,920	474,898	471,877	468,717	465,558	462,398	459,239	456,079
	ごみ排出量(t)	141,713	139,059	125,774	125,363	124,291	123,550	122,808	122,391	121,293	120,519	119,745	119,283	118,196
	可燃ごみ	116,193	112,425	99,584	99,236	98,344	97,725	97,103	96,749	95,836	95,188	94,541	94,149	93,244
	不燃ごみ	8,613	8,287	7,182	7,154	7,087	7,039	6,993	6,965	6,895	6,845	6,795	6,764	6,695
	粗大ごみ	1,013	1,081	1,093	1,090	1,081	1,075	1,069	1,066	1,057	1,051	1,045	1,041	1,032
	資源・有害ごみ	15,895	17,266	17,915	17,883	17,779	17,711	17,643	17,611	17,505	17,435	17,364	17,329	17,225
	脱水汚泥発生量(t)	4,046	3,923	3,806	3,790	3,753	3,727	3,701	3,685	3,647	3,619	3,591	3,573	3,535
	可燃残渣発生量(t)	10,590	9,005	8,063	8,037	7,966	7,918	7,871	7,843	7,771	7,720	7,670	7,640	7,568
一宮市	人口（人）	377,661	373,817	365,725	363,862	361,999	360,135	358,272	356,409	354,482	352,556	350,629	348,703	346,776
	ごみ排出量(t)	106,008	105,306	93,423	93,202	92,471	91,995	91,519	91,293	90,551	90,059	89,567	89,319	88,583
	可燃ごみ	87,953	86,118	74,363	74,187	73,605	73,226	72,847	72,667	72,077	71,685	71,294	71,096	70,510
	不燃ごみ	6,002	5,730	4,731	4,720	4,683	4,659	4,635	4,624	4,586	4,561	4,536	4,524	4,486
	粗大ごみ	895	998	1,014	1,011	1,003	998	993	990	982	977	972	969	961
	資源・有害ごみ	11,159	12,461	13,315	13,284	13,180	13,112	13,044	13,012	12,906	12,836	12,765	12,730	12,626
	脱水汚泥発生量(t)	2,325	2,295	2,246	2,240	2,223	2,211	2,200	2,195	2,177	2,165	2,153	2,147	2,129
	可燃残渣発生量(t)	8,808	7,282	6,412	6,397	6,346	6,314	6,282	6,266	6,215	6,181	6,148	6,131	6,080
稲沢市	人口（人）	133,697	126,487	121,260	120,102	118,943	117,785	116,626	115,468	114,235	113,002	111,769	110,536	109,303
	ごみ排出量(t)	35,705	33,753	32,350	32,161	31,820	31,555	31,289	31,098	30,742	30,460	30,178	29,964	29,613
	可燃ごみ	28,240	26,307	25,221	25,049	24,739	24,499	24,256	24,082	23,759	23,503	23,247	23,053	22,734
	不燃ごみ	2,611	2,557	2,451	2,434	2,404	2,380	2,358	2,341	2,309	2,284	2,259	2,240	2,209
	粗大ごみ	118	83	79	79	78	77	76	76	75	74	73	72	71
	資源・有害ごみ	4,736	4,806	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599
	脱水汚泥発生量(t)	1,720	1,628	1,560	1,550	1,530	1,516	1,501	1,490	1,470	1,454	1,438	1,426	1,406
	可燃残渣発生量(t)	1,781	1,723	1,651	1,640	1,620	1,604	1,589	1,577	1,556	1,539	1,522	1,509	1,488

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合があります。

4.5 施設規模の算定

4.5.1 算定方法

(1) 可燃ごみ処理施設

2024（令和 6）年 3 月に循環型社会形成推進交付金制度が改正され、エネルギー回収型廃棄物処理施設（＝可燃ごみ処理施設）の施設規模の算定方法が変更になりました。新たな施設規模の算定方法を表 4-3 に示します。

表 4-3 可燃ごみ処理施設の施設規模の算定方法

【算定式】

施設規模（t/日）＝（計画 1 人 1 日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量）

÷実稼働率＋災害廃棄物処理量

・計画 1 人 1 日平均排出量

：当該施設における処理対象となるごみの計画 1 人 1 日平均排出量。施設集約化の前提がある場合、集約化する時点の計画 1 人 1 日平均排出量とする。

・計画収集人口

：計画目標年次における市町村等の区域内の総人口から自家処理人口を差し引いた人口。施設集約化の前提がある場合、集約化する時点の計画収集人口とする。

・計画直接搬入量

：計画目標年次における直接搬入量（日量換算値）

・実稼働率

：実稼働率＝（365 日－年間停止日数）÷365 日

年間停止日数については、75 日を上限とする。

※75 日の考え方：整備補修期間＋補修点検＋全停止期間＋故障の修理・やむを得ない一時休止の日数

※75 日の内訳：計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61 日＋ピット調整 10 日＋予定外停止 4 日

・災害廃棄物処理量

：施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとする。ただし、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し、当該計画において処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨を記載するものに限る。

・施設規模

：24 時間当たりの処理能力

<補足>

・計画処理量

：（計画 1 人 1 日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量）の年間量。1 日当たり計画処理量は、計画処理量の年間日数割

出典：循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（環循適発第 24032920 号 令和 6 年 3 月 29 日）を基に作成

(2) 破碎・選別施設

破碎・選別施設では、交付金制度に基づく算定方法はありませんが、次のとおり施設規模を算定します。破碎・選別施設は、日 5 時間稼働のため当月に処理できなかったごみを翌月に持ち越して処理することが容易ではないことから、月変動係数を考慮した施設規模算定とします。

表 4-4 破碎・選別施設の施設規模の算定方法

【算定式】

施設規模 (t/5h) = (計画 1 人 1 日平均排出量 × 計画収集人口 + 計画直接搬入量)

× 月変動係数最大値 ÷ 実稼働率

・ 計画 1 人 1 日平均排出量

: 可燃ごみ処理施設と同じ

・ 計画収集人口

: 可燃ごみ処理施設と同じ

・ 計画直接搬入量

: 可燃ごみ処理施設と同じ

・ 月変動係数

: 各月の日平均排出量と、その年度の年間日平均排出量の比。月変動係数最大値は、最大となる月変動係数

・ 実稼働率

: 実稼働率 = (365 日 - 年間停止日数) ÷ 365 日

年間停止日数: 土曜日、日曜日 (2 日 × 52 週)、祝日 (16 日) として 120 日を設定

・ 施設規模

: 5 時間当たりの処理能力

・ 計画処理量

: 可燃ごみ処理施設と同じ

(3) プラスチック資源化施設

プラスチック資源化施設では、交付金制度に基づく算定方法はありませんが、破碎・選別施設と同様に施設規模を算定します。

表 4-5 プラスチック資源化施設の施設規模の算定方法

【算定式】

施設規模 (t/5h) = (計画 1 人 1 日平均排出量 × 計画収集人口 + 計画直接搬入量)
× 月変動係数最大値 ÷ 実稼働率

・ 計画 1 人 1 日平均排出量

：可燃ごみ処理施設と同じ

：プラスチック製容器包装量にプラスチック使用製品廃棄物の量を加えた量をプラスチック資源回収量として設定（※環境省の実証試験結果に基づき、プラスチック使用製品廃棄物回収量は、プラスチック製容器包装回収量の 0.15 倍と設定して算出）

・ 計画収集人口

：可燃ごみ処理施設と同じ

・ 計画直接搬入量

：可燃ごみ処理施設と同じ

・ 月変動係数

：破碎・選別施設と同じ

・ 実稼働率

：破碎・選別施設と同じ

・ 施設規模

：破碎・選別施設と同じ

・ 計画処理量

：可燃ごみ処理施設と同じ

4.5.2 算定結果

各施設の施設規模の概算は、次のとおりです。

(1) 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の施設規模の算定結果は、以下のとおりです。

- ① 一宮市単独で施設を整備する場合：309t/日
- ② 稲沢市単独で施設を整備する場合：104t/日
- ③ 2市で広域処理施設を整備する場合：412t/日

表 4-6 可燃ごみ処理施設の施設規模

システム	項目	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
一宮市 単独	人口（人）	358,272	356,409	354,482	352,556	350,629	348,703	346,776
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	計画処理量（t/年） （直接搬入量を含む）	可燃ごみ	72,847	72,667	72,077	71,685	71,294	70,510
		可燃残渣	6,282	6,266	6,215	6,181	6,148	6,080
		脱水汚泥	2,200	2,195	2,177	2,165	2,153	2,129
		合計	81,329	81,128	80,468	80,031	79,595	78,719
	1日当たり計画処理量（t/日）	223	222	220	219	218	217	216
	実稼働率（（365日-75日）/365日）	0.795						
	災害廃棄物を除く施設規模（t/日）	281	279	278	276	275	273	272
	災害廃棄物処理量（施設規模の10%：t/日）	28	27	27	27	27	27	27
	施設規模（t/日）	309	306	305	303	302	300	299
稲沢市 単独	人口（人）	116,626	115,468	114,235	113,002	111,769	110,536	109,303
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	計画処理量（t/年） （直接搬入量を含む）	可燃ごみ	24,256	24,082	23,759	23,503	23,247	22,734
		可燃残渣	1,589	1,577	1,556	1,539	1,522	1,488
		脱水汚泥	1,501	1,490	1,470	1,454	1,438	1,406
		合計	27,346	27,149	26,785	26,496	26,207	25,628
	1日当たり計画処理量（t/日）	75	74	73	73	72	71	70
	実稼働率（（365日-75日）/365日）	0.795						
	災害廃棄物を除く施設規模（t/日）	95	94	93	92	91	90	89
	災害廃棄物処理量（施設規模の10%：t/日）	9	9	9	9	9	9	8
	施設規模（t/日）	104	103	102	101	100	99	97
広域処理	人口（人）	474,898	471,877	468,717	465,558	462,398	459,239	456,079
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	計画処理量（t/年） （直接搬入量を含む）	可燃ごみ	97,103	96,749	95,836	95,188	94,541	93,244
		可燃残渣	7,871	7,843	7,771	7,720	7,670	7,568
		脱水汚泥	3,701	3,685	3,647	3,619	3,591	3,535
		合計	108,675	108,277	107,253	106,527	105,802	104,347
	1日当たり計画処理量（t/日）	298	296	294	292	290	288	286
	実稼働率（（365日-75日）/365日）	0.795						
	災害廃棄物を除く施設規模（t/日）	375	373	370	368	365	363	360
	災害廃棄物処理量（施設規模の10%：t/日）	37	37	37	36	36	36	36
	施設規模（t/日）	412	410	407	404	401	399	396

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

(2) 破碎・選別施設

破碎・選別施設の施設規模の算定結果は、以下のとおりです。

- ① 一宮市単独で施設を整備する場合：29t/5h
- ② 稲沢市単独で施設を整備する場合：14t/5h
- ③ 2市で広域処理施設を整備する場合：40t/5h

表 4-7 破碎・選別施設の施設規模

システム	項目	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
一宮市 単独	人口（人）	358,272	356,409	354,482	352,556	350,629	348,703	346,776
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	計画処理量(t/年) (直接搬入量含む)	不燃ごみ	4,635	4,624	4,586	4,561	4,536	4,486
		粗大ごみ	993	990	982	977	972	961
		合計	5,628	5,614	5,568	5,538	5,508	5,447
	1日当たり計画処理量(t/5h)	15	15	15	15	15	15	15
	月変動係数最大値	1.23						
	実稼働率（(365日-120日)÷365日）	0.671						
	施設規模(t/5h)	29	29	29	28	28	28	28
稲沢市 単独	人口（人）	116,626	115,468	114,235	113,002	111,769	110,536	109,303
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	計画処理量(t/年) (直接搬入量含む)	不燃ごみ	2,358	2,341	2,309	2,284	2,259	2,209
		粗大ごみ	76	76	75	74	73	71
		合計	2,434	2,417	2,384	2,358	2,332	2,280
	1日当たり計画処理量(t/5h)	7	7	7	6	6	6	6
	月変動係数最大値	1.40						
	実稼働率（(365日-120日)÷365日）	0.671						
	施設規模(t/5h)	14	14	14	14	14	14	13
広域処理	人口（人）	474,898	471,877	468,717	465,558	462,398	459,239	456,079
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	計画処理量(t/年) (直接搬入量含む)	不燃ごみ	6,993	6,965	6,895	6,845	6,795	6,695
		粗大ごみ	1,069	1,066	1,057	1,051	1,045	1,032
		合計	8,062	8,031	7,952	7,896	7,840	7,727
	1日当たり計画処理量(t/5h)	22	22	22	22	21	21	21
	月変動係数最大値	1.21						
	実稼働率（(365日-120日)÷365日）	0.671						
	施設規模(t/5h)	40	40	40	40	39	39	39

※120日は土日祝日の日数。

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

(3) プラスチック資源化施設

- ① 一宮市単独で施設を整備する場合：16t/5h
- ② 稲沢市単独で施設を整備する場合：8t/5h
- ③ 2市で広域処理施設を整備する場合：24t/5h

表 4-8 プラスチック資源化施設の施設規模

システム	項目	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
一宮市 単独	人口（人）	358,272	356,409	354,482	352,556	350,629	348,703	346,776
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	容器包装プラスチックの計画処理量（t/年）	3,071	3,064	3,038	3,022	3,006	2,997	2,973
	プラスチック資源の計画処理量（t/年）	3,532	3,523	3,494	3,476	3,456	3,447	3,419
	1日当たり計画処理量（t/5h）	10	10	10	10	9	9	9
	月変動係数最大値	1.11						
	実稼働率（（365日-120日）÷365日）	0.671						
	施設規模（t/5h）	16	16	16	16	16	16	16
稲沢市 単独	人口（人）	116,626	115,468	114,235	113,002	111,769	110,536	109,303
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	容器包装プラスチックの計画処理量（t/年）	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513
	プラスチック資源の計画処理量（t/年）	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	1日当たり計画処理量（t/5h）	5	5	5	5	5	5	5
	月変動係数最大値	1.11						
	実稼働率（（365日-120日）÷365日）	0.671						
	施設規模（t/5h）	8	8	8	8	8	8	8
広域処理	人口（人）	474,898	471,877	468,717	465,558	462,398	459,239	456,079
	年間日数（日）	365	366	365	365	365	366	365
	容器包装プラスチックの計画処理量（t/年）	4,584	4,577	4,551	4,535	4,519	4,510	4,486
	プラスチック資源の計画処理量（t/年）	5,272	5,263	5,234	5,216	5,196	5,187	5,159
	1日当たり計画処理量（t/5h）	14	14	14	14	14	14	14
	月変動係数最大値	1.11						
	実稼働率（（365日-120日）÷365日）	0.671						
	施設規模（t/5h）	24	24	24	24	24	24	24

※120日は土日祝日の日数。

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

4.6 建設候補地の検討

4.6.1 選定フロー

建設候補地の選定フロー図を図 4-2 に示します。

はじめに、2 市全域を対象に公有地及び空地を抽出します。次に、一次選定を行い、広域処理施設の必要敷地面積及び法令規制の有無により建設候補地を抽出します。その次の二次選定では、比較評価項目に基づく適性評価により建設候補地を 2～3 か所に絞り込みます。最後の三次選定では、現地調査を実施し候補地において広域処理施設を整備する場合のメリットとデメリットを整理し、定性評価により最終候補地を選定します。

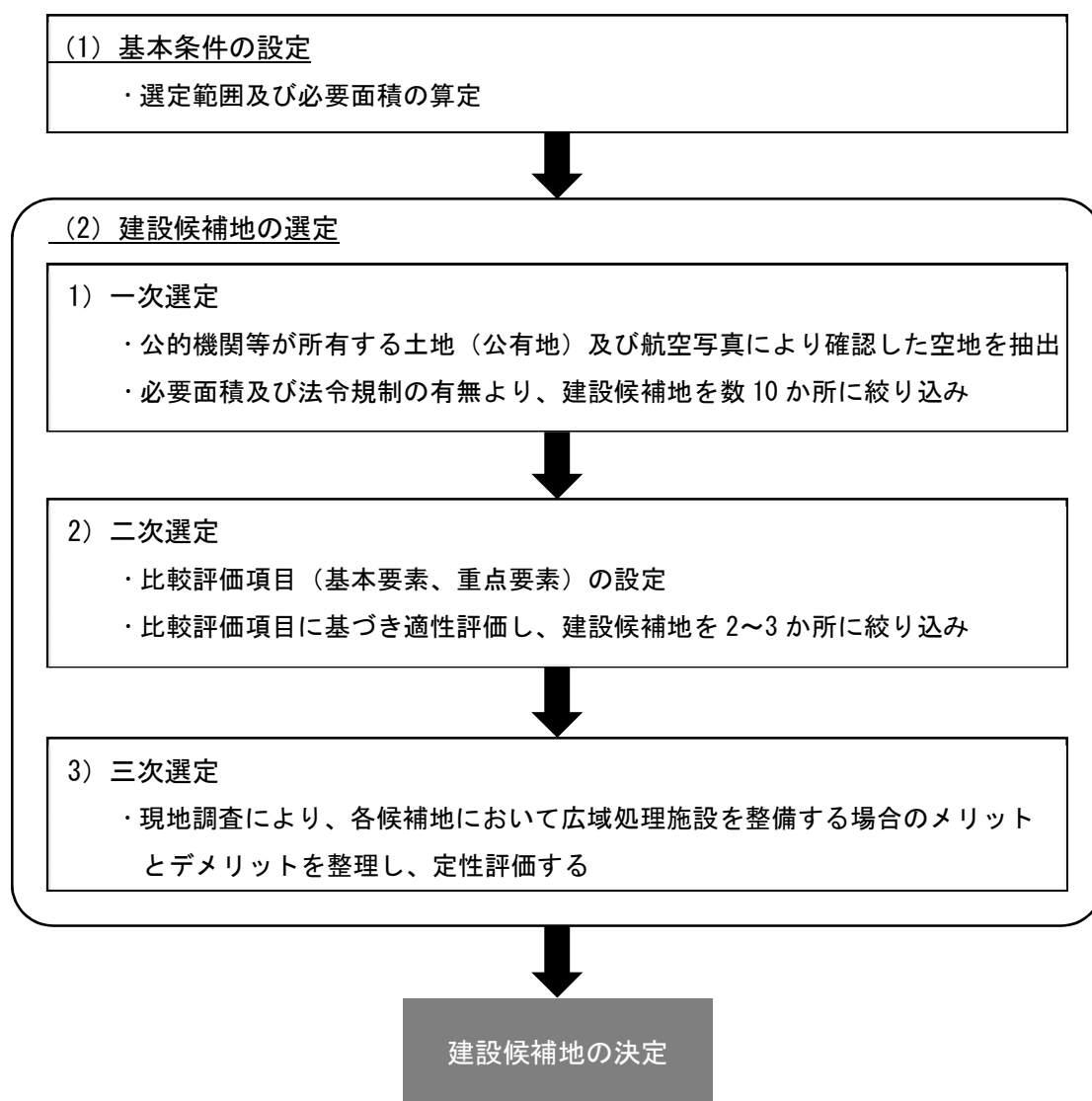


図 4-2 建設候補地の選定フロー図

4.6.2 基本条件の設定

建設候補地の選定に当たり、基本条件となる選定範囲と必要面積を設定します。

(1) 選定範囲

選定範囲は、2市（一宮市、稲沢市）の市域全域とします。

(2) 必要面積

必要面積の算定では、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）から、広域で整備する可燃ごみ処理施設（412t/日）及び破碎・選別施設（40t/5h）と同規模施設を抽出し、航空写真から施設の縦・横比を算出し、その平均値を採用します。なお、プラスチック資源化施設は、現状において施設を有しておらず、将来的にも整備する可能性が低いため、本検討では除外します。また、施設周囲の周回道路の面積を最低限確保し、発電するごみ処理施設に適用される工場立地法で定める緑地面積（25%※）を必要面積に加えました。

必要面積の算定結果を表 4-9 に示します。算定の結果、必要面積は 3.44ha と算出されましたが、待機場所の整備や車両動線の取り方次第ではさらに面積が必要になることが想定されるため、必要面積は余裕をもって計画することとし、「4.0ha」と設定します。なお、設定した必要面積は他事例等に基づく仮定であり、今後、各施設の施設仕様が確定次第、再検討が必要です。

表 4-9 必要面積の算定結果

概 要
【施設面積内訳（最低限の舗装面積を含む）：事例に基づき設定】 ① 可燃ごみ処理施設、破碎・選別施設：約 2.05ha （建築面積は、可燃ごみ処理施設 0.99ha、破碎・選別施設 0.35ha） ② 計量所：約 0.08ha ③ 事務所：約 0.22ha ④ 駐車場：約 0.23ha 小計（①～④） 2.58ha…⑤ 【工場立地法上の緑地面積（25%）】 緑地面積は全体の敷地面積に対して 25%必要であるため、施設面積内訳 2.58ha（⑤）が 75%、緑地面積が 25%となることから、 $2.58\text{ha} \div (75\%/25\%) = 0.86\text{ha} \dots ⑥$ 【必要面積】 必要面積は、施設面積（⑤）＋緑地面積（⑥） $2.58\text{ha} + 0.86\text{ha} = 3.44\text{ha}$ これを切り上げて 約 4.0ha

※建ぺい率は、3.44ha より少なく制約とはなりません。

※上記は、可燃ごみ処理施設と破碎・選別施設を一体的に整備した場合と仮定します。現有施設を解体した跡地に整備する場合は該当しません。

※ 工場立地法では、対象工場（電気を売電するごみ処理施設が含まれる）で設置すべき緑地及び環境施設を合わせた面積の敷地面積に対する割合を定めています。検討では同法第 4 条第 1 項に定める準則（国準則）に基づき 25%で算定していますが、自治体の条例で準則を定めその基準内の緑地とすることもできます（同法第 4 条第 2 項）。

4.6.3 建設候補地の選定

(1) 一次選定

1) 検討対象エリアの抽出

建設候補地は、2市全域を対象として選定しましたが、より具体的な絞り込みを行うために公的機関等が所有する土地（廃棄物処理施設等）の付近や、航空写真により確認した空地及びその周辺を建設候補地選定における検討対象エリアとして抽出しました。検討対象エリアは、広域化を見据えて2市からのアクセス性や市民等の利便性の高い市境付近を重点的に抽出しました。

2市の検討対象エリアの位置図を図 4-3 に示します。

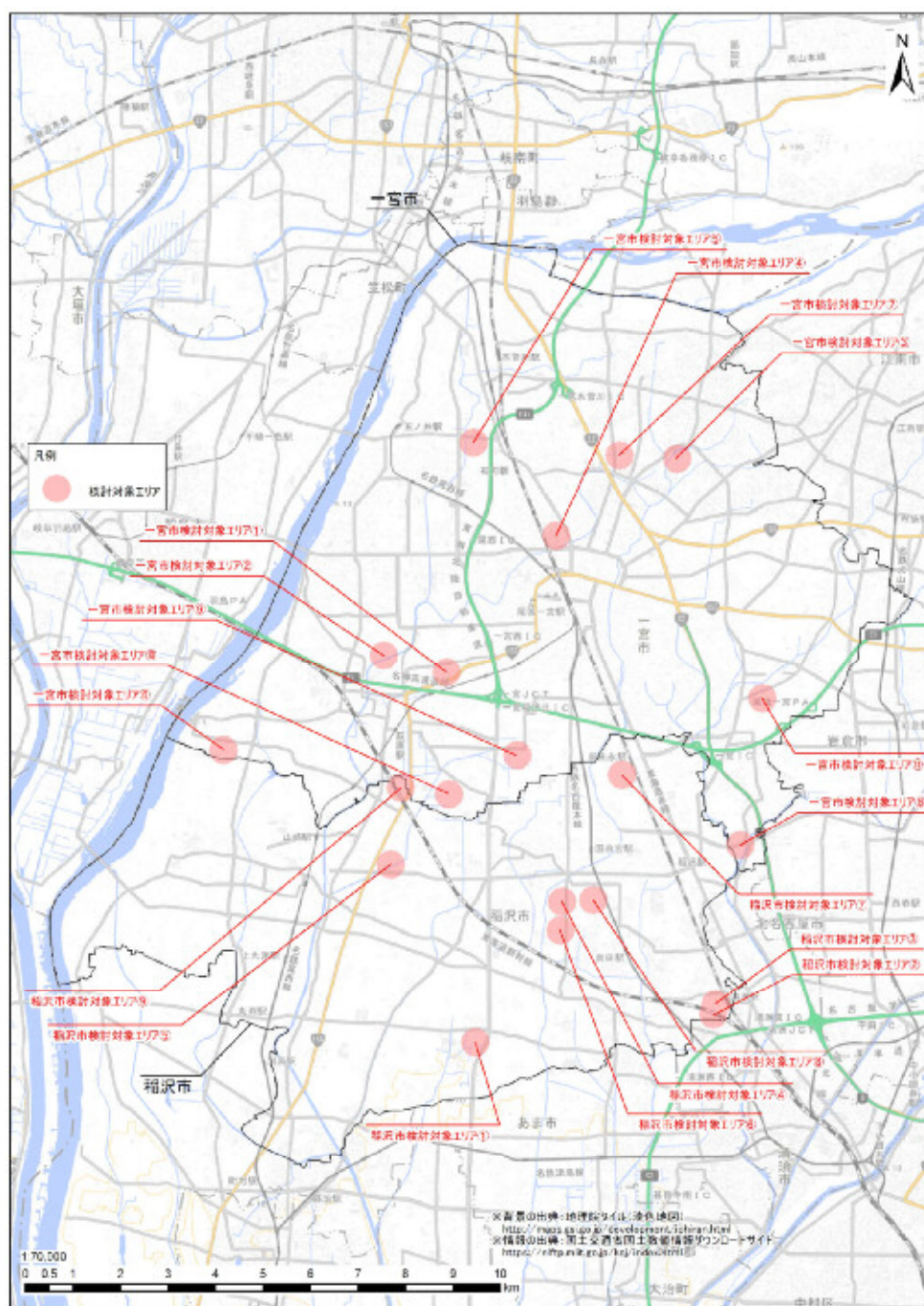


図 4-3 検討対象エリアの位置図

2) 除外条件の設定

適切な建設候補地を効率的に選定するために、前提条件を設定します。本検討では、建設候補地を適切に絞り込むために、「面積要件」と「法令規制分類」に関する除外条件を設定します。建設候補地選定における除外条件は、以下のとおりです。

- ☐ 「4.6.2 基本条件の設定 (2)必要面積」で設定した必要敷地面積
「約 4.0ha」を確保できない検討対象エリアは除外地域とする。【面積要件】
- ☐ 「史跡・名勝・天然記念物」と「有形文化財（構造物等）」を除外地域とする。
【法令規制分類】
- ☐ 河川法における河川区域は除外地域とする。【法令規制分類】

a) 面積要件

面積要件では、2市の検討対象エリアの中から、「4.6.2 基本条件の設定 (2)必要面積」で設定した広域処理施設の必要敷地面積である約 4.0ha 以上の敷地を確保できない検討対象エリアを除外地域として設定し、除外地域以外を建設可能地域として設定します。

b) 法令規制分類

法令規制分類では、表 4-10～表 4-12 中の自然環境保全、防災、土地利用計画の法令規制分類の中から、主にCランクに該当する地域を除外地域として設定し、除外地域以外を建設可能地域として設定します。

なお、河川区域はBランクですが、河川区域内において建築物を設置する場合は河川管理者の許可が必要であるほか、河川氾濫の可能性もあるため除外地域として設定します。

表 4-10 自然環境保全に係る法令規制分類による絞り込み

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク	備 考
自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法	C	該当する全域を除外するが、2市において該当なし
		都道府県立公園	自然公園法	B	除外しない
		都市公園	都市公園法	B	除外しない
	自然環境保全地区	緑地保全地区	都市緑地保全法	A	除外しない
		原生自然環境保全地区	自然環境保全法	C	該当する全域を除外するが、2市において該当なし
		鳥獣特別保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	C	該当する全域を除外するが、2市において該当なし
		保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	C	該当する全域を除外するが、2市において該当なし

Aランク：開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの

Bランク：開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの、国の許可を要するが手続きが比較的容易なもの

Cランク：国の許可を要するもの、重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの

表 4-11 防災に係る法令規制分類による絞り込み

大区分	用地区分	法律名	ランク	備 考
防 災	河川区域	河川法	B	該当する全域を除外した
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	B	該当する全域を除外するが、 2市において該当なし
	砂防指定区域	砂防法	B	該当する全域を除外するが、 2市において該当なし
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律	B	該当する全域を除外するが、 2市において該当なし
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	B	除外しない

Aランク：開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの

Bランク：開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの、国の許可を要するが手続きが比較的容易なもの

Cランク：国の許可を要するもの、重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの

表 4-12 土地利用計画に係る法令規制分類による絞り込み

大区分	地域 区分	用地区分	法律名	ランク	備 考
土 地 利 用 計 画	都市 区域	市街化区域	都市計画法	A	除外しない
		市街化調整区域	都市計画法	A	除外しない
		用途地域	都市計画法	A	除外しない
		美観区域	都市計画法	A	除外しない
		風致地区	都市計画法	A	除外しない
		緑化保全地区	都市計画法	A	除外しない
		歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的 風土の保存に関 する特別処置法	C	該当する全域を除外するが、 2市において該当なし
		生産緑地地区	生産緑地法	A	除外しない
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	C	該当する全域を除外した
		有形文化財（構造物等）	文化財保護法	C	該当する全域を除外した
	農業 地域	農地・採草放牧地	農地法	A	除外しない
		農業振興地域	農業振興地域の整 備に関する法律	B（農地法） A（農地法以 外）	除外しない
		生産緑地地区	生産緑地法	A	除外しない
	森林	国有林	森林法	C	該当する全域を除外するが、 2市において該当なし
		民有林	森林法	B	除外しない
		保安林	森林法	C	該当する全域を除外するが、 2市において該当なし

Aランク：開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの

Bランク：開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの、国の許可を要するが手続きが比較的容易なもの

Cランク：国の許可を要するもの、重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの

3) 一次選定の結果

一次選定で抽出された建設候補地を図 4-4 に示します。

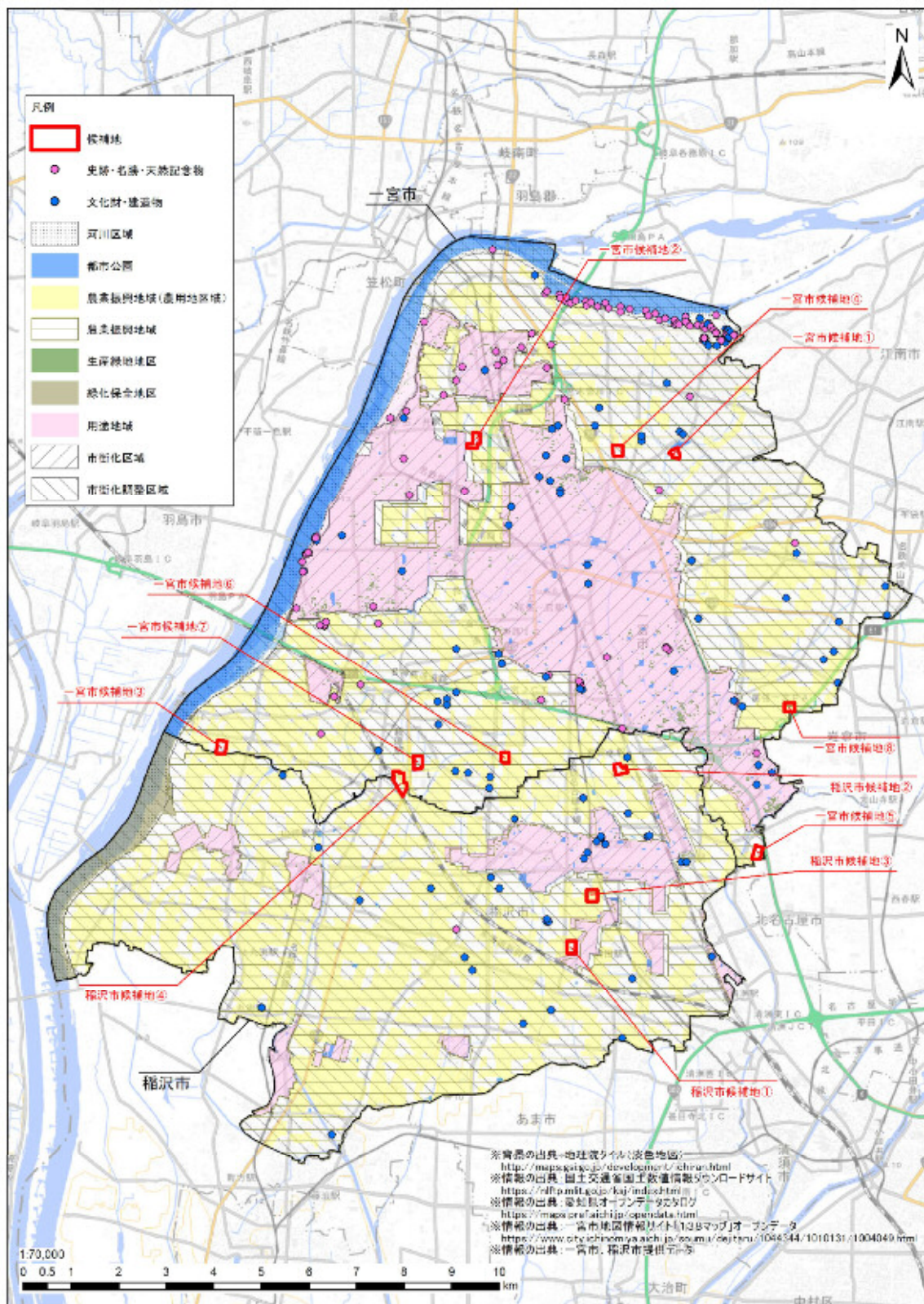


図 4-4 建設候補地の位置図（一次選定後：全域図）

1) 比較評価項目の設定

評価点の配点は、以下のとおりです。最高点は55点、最低点は11点となります。

評価点 ◎：5点 ○：3点 △：1点
要素区分による重みづけ 基本要素：×1 重要要素：×2

評価項目		評価内容	評価基準	評価
基本要素 (×1)	評価対象地内の人口密度	稼働後の騒音や振動等による住民生活への影響を考え、候補地の対象地内の人口密度に応じて評価する。 ※評価対象地の人口密度は250mメッシュの人口分布データから判断する。	対象地内の人口密度が 10 人/ha 未満	◎
			対象地内の人口密度が 10 人/ha 以上 20 人/ha 未満	○
			対象地内の人口密度が 20 人/ha 以上 30 人/ha 未満	△
	道路状況	工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する。	国道・主要地方道からの距離が 500m 以内	◎
			国道・主要地方道からの距離が 500m 超 1.0km 以下	○
			国道・主要地方道からの距離が 1.0km 超	△
	取付道路の有無	候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までを接続する道路（取付道路）の状況に応じて評価する。	取付道路の幅員が 3m 以上	◎
			取付道路の幅員が 1.5m 以上 3m 未満	○
			取付道路の幅員が 1.5m 未満又は取付道路がない。	△

表 4-14 比較評価項目（重要要素）

評価項目		評価内容	評価基準	評価
重要要素（×2）	土地の利用状況	土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する。	空地、未利用地、山林等	◎
			工場用地、農業振興地域の用途指定のない白地区域等	○
			住宅、商業施設用地、農業振興地域の農用地区域等	△
	構造物の有無	主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、大規模構造物以外の構造物の状況に応じて評価する。	構造物を避けて4ha程度確保可能	◎
			構造物を避けずに4ha程度確保できないが、構造物の移転や解体が可能	○
			構造物を避けずに4ha程度確保できず、構造物の移転や解体については交渉が必要	△
	土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する。 ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データから判断する。	平均斜度が20%以下	◎
			平均斜度が20%超25%以下	○
			平均斜度が25%超	△
	土地取得の容易性	土地取得の容易性に影響するため、構成市町等が所有する土地か否か評価する。	構成市町等が所有する土地であり、かつ、土地利用が廃棄物処理施設である	◎
			構成市町等が所有する土地であるが廃棄物処理施設とは異なる土地利用である	○
			構成市町等が所有する土地ではなく、土地の取得や移転交渉が必要	△

2) 二次選定の結果

二次選定の結果を表 4-15 に示します。

比較評価の結果、最高点は45点、最低点は31点となりました。このうち、総合評価点が40点以上となった上位2か所（一宮市①、一宮市②）を二次選定候補地とします。

建設候補地「一宮市②」は現一宮市環境センターの敷地であり、2024（令和6）年度時点で、南側の用地で既存施設の建て替えが可能と考えられます。そのため、新たに用地を取得する必要がなく、既存インフラや構内道路等が継続して使用可能なことから、総合評価点で最も高い点数となりました。

また、建設候補地「一宮市①」は浅井山公園付近にある旧一宮高等技術専門校跡地で、現状では大半の用地が空地です。建築物解体後の更地であるため、広域処理施設の整備に当たり、解体工事が不要であること、現況の地形は全体的に平らであり、造成工事において大がかりな土工事は発生しない等の施工面で有利であることから、総合評価点で次点となりました。

表 4-15 二次選定結果

候補地名	基礎要素 (× 1)			重要要素 (× 2)				総合評価
	評価対象地内人口密度	道路状況	取付道路の有無	土地の利用状況	構造物の有無	土地造成の容易性	土地取得の容易性	
一宮市①	○	◎	○	◎	◎	◎	△	43
一宮市②	○	◎	◎	○	○	◎	◎	45
一宮市③	○	◎	◎	△	○	◎	△	33
一宮市④	△	◎	◎	○	△	◎	△	31
一宮市⑤	○	◎	◎	○	△	◎	△	33
一宮市⑥	△	◎	◎	△	◎	◎	△	35
一宮市⑦	○	◎	◎	△	◎	◎	△	37
一宮市⑧	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	39
稲沢市①	○	◎	◎	△	○	◎	△	33
稲沢市②	◎	◎	○	△	◎	◎	△	37
稲沢市③	○	◎	◎	△	◎	◎	△	37
稲沢市④	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	39

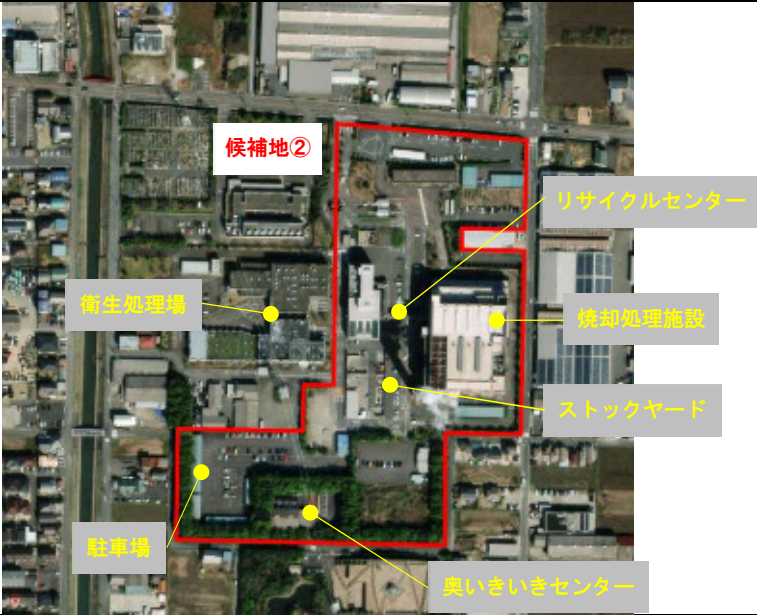
評価点 ◎ : 5 点 ○ : 3 点 △ : 1 点

(3) 三次選定

三次選定では、二次選定で選定した上位 2 か所の建設候補地について、現地踏査を通じて周辺環境や敷地状況を確認の上、各建設候補地で広域処理施設を整備する場合のメリット・デメリットを整理して、定性評価します。

三次選定の結果を表 4-16 に示します。三次選定の結果、新たな用地の取得が不要であること、また、既存インフラ（電気、水道等）の有無、周辺環境の状況（学校や病院等がない）、事業スケジュール等を総合的に鑑みて優位性がある、建設候補地「一宮市②」の「現一宮市環境センターの敷地」を広域処理施設の建設候補地として選定します。ただし、事業実施においては、既存の特別高圧鉄塔や送電線等が所在し施工上の制約があるため、施設配置や施工計画については更なる検討が必要です。

表 4-16 三次選定結果（比較表）

項目名	建設候補地	
建設候補地名	一宮市①	一宮市②
建設候補地位置図		
建設候補地概要	浅井山公園付近にある県有地であり、2024（令和6）年11月時点でほとんどが空地であるが、一部が建設残土置場として使用されている。	現一宮市環境センターの敷地であり、隣接地には衛生処理場・斎場の公共施設がある。2024（令和6）年11月時点で南側の空地や駐車場、奥いきいきセンター敷地が主な候補地である。
メリット	- 建築物解体後の更地であるため、広域処理施設建設にあたり解体工事が不要である。また、地形は全体的に平らであり、造成工事において大がかりな土工事は発生しない等、施工面で有利である。 - 至近に変電所が隣接しており、売電に必要な特別高圧電線の系統連系は容易となる可能性がある。	- 敷地内の既存特別高圧鉄塔を引き続き使用可能であり、新たに鉄塔や電線を設置する必要がない。 - 既存施設の建て替えとなるため、奥いきいきセンターの建て替えに係る用地取得を除き、新たに用地を取得する必要が無い。 - 配慮すべき施設（学校や病院等）が敷地周辺に近接していない。 - 環境センターの既存インフラ（電気、水道等）は継続して使用可能となる。 - 敷地周辺の道路幅員は5～7mと比較的広く、広域処理施設建設に際し、新たに道路を整備する必要は無い。 - 広域処理施設の配置計画次第では、既存施設の構内道路及び進入路をそのまま使用可能である。 - 稲沢市から西尾張中央道で約7kmとアクセス性がよい。
デメリット	- 県有地であるため、県との合意形成・用地取得手続きが必要である。県と合意に至らない場合は、事業実施が困難である。 - 市民の憩いの場である浅井山公園に隣接している。 - ハザードマップでは0.5～3.0m未満の浸水想定区域であることから、造成・建設にあたり浸水対策が必要である。 - 土地の形状が敷地南西側にへこみのある七角形に変形しており、土地の有効利用が困難な所がある。 - 敷地南側の直線距離で約300mの位置に愛知県立一宮東特別支援学校があるため、広域処理施設の搬入ルートは通学路を避けて設定する必要がある。また、敷地東側に一宮市東浅井給食センターが隣接しており、環境影響が懸念される。 - 敷地と住宅街との距離が近いと、広域処理施設を建設した場合、周辺に圧迫感を与える可能性がある。また、場所によっては建物（煙突含む）の日陰となる可能性がある。	- 現施設を継続稼働しながら、広域処理施設の建設工事に支障となる既存施設（リサイクルセンター・ストックヤード、奥いきいきセンター、構内舗装等）の解体・移設・仮設を実施することとなる。 - 特別高圧鉄塔があり、送電線が敷地内を横断しているため、建て替え工事の際は建築の高さ制限を受ける（高さ16mまで。工事用足場、クレーン等を考慮すると高さ制限は12～13m程度）。 - ハザードマップでは3.0～5.0m未満の浸水想定区域であることから、造成・建設に当たり浸水対策が必要である。
留意事項	敷地周囲を取り囲むように道路が整備されているが、道路幅員は狭く、車両の交錯が困難である。東側の給食センター南側道路、空地南側道路は、いずれも2車線の県道151号一宮各務原線に接続しているが、県道自体の幅員は狭く、交通量も比較的多いため、広域処理施設整備後に、収集運搬車両の運行の影響で周辺道路に交通渋滞が生じる可能性がある。	広域処理施設の配置・動線計画や施工計画は、既存施設の運転に支障が生じないように検討する必要がある。
総合評価	「一宮市①」は、2024（令和6）年11月時点で空地となっており、建物等の既存の構造物がほぼ無いため、広域処理施設の建設工事を効率的に実施でき、「一宮市②」と比較して施工性の面で優位である。しかし、「一宮市①」は、住宅街や公園、学校施設等が敷地に近接しており、また、県有地であるため、土地の取得に係る手続や県との調整に相当の時間を要し、2034（令和16）年度の広域処理施設の稼働が困難となることが懸念される。一方で、「一宮市②」は、現一宮市環境センターの敷地内での建て替えとなるため、新たな用地の取得が不要であり、また、電気、水道等の既存インフラや構内道路等を継続して使用可能であることから、周辺環境の状況や事業実施の確実性等を含め総合的に鑑みても、「一宮市①」と比較して、広域処理施設の建設候補地として優位性があると評価される。ただし、広域処理施設の設計・施工は、現施設の稼働継続や送電線等の制約を十分考慮した上で実施する必要がある。	

4.7 広域処理システムの評価・比較

ここでは、2市において最適となる広域処理施設の処理システム（施設集約の優位性、中継施設の要否等）の比較・評価します。

4.7.1 検討対象とするシステム

検討対象とするシステムは、「4.2 広域処理施設の検討対象」に示す「可燃ごみ処理施設」、「破碎・選別施設」、「プラスチック資源化施設」の3施設とし、これに、中継施設を組み合わせた処理システムを設定します。各システムの概要は次のとおりです。なお、「4.6 建設候補地の検討」の結果を踏まえ、広域処理施設の建設候補地は、「一宮市環境センター敷地内」とします。

(1) 可燃ごみ処理施設

1) 評価対象

可燃ごみ処理施設は、表 4-17 に示す3システムについて比較検討・評価します。

表 4-17 評価対象とするごみ処理システム（可燃ごみ処理施設）

検討対象施設	システム	
可燃ごみ処理施設 (K)	K①単独	2市がそれぞれで新可燃ごみ処理施設を整備して処理
	K②広域	2市が共同で広域可燃ごみ処理施設を整備して処理
	K③広域+中継	2市が共同で広域可燃ごみ処理施設を整備、かつ、稲沢市に中継施設を整備して処理

2) 前提条件

各システムにおける前提条件を表 4-18 に示します。なお、処理方式は、全国で竣工実績が最も多く、現有施設と同方式の「焼却方式（ストーカ式）」と仮定します。

表 4-18 各システムの前提条件（可燃ごみ処理施設）

条件	K①単独	K②広域	K③広域+中継
施設数	2施設 (a) 一宮市新施設、 (b) 稲沢市新施設)	1施設 (広域処理施設)	1施設 (広域処理施設)
施設規模	(a) 一宮市新施設：309 t/日 (b) 稲沢市新施設：104 t/日	広域処理施設：412 t/日	広域処理施設：412 t/日
建設候補地 (仮定) ^{※1}	(a) 一宮市環境センター敷地内 (b) 稲沢市環境センター敷地内	一宮市環境センター敷地内	一宮市環境センター敷地内
処理方式等 ^{※1}	運転方式：全連続運転 処理方式：焼却方式（ストーカ式）（仮定） 余熱利用：ボイラー発電		
中継施設	無し	無し	有り：107 t ^{※3}
可燃残渣 及び汚泥 の取扱 ^{※2}	2市がそれぞれの施設で現行と同様に処理	直接広域処理施設へ搬入して処理	可燃残渣は可燃ごみと併せて中継施設を経由し広域処理施設で処理。汚泥は、中継施設を介さず直接広域処理施設へ搬入して処理。

※1 建設候補地及び処理方式は、広域化検討における検討条件の統一のために、仮定としています。

※2 汚泥の収集運搬費は、検討対象外としています。

※3 中継施設は、可燃ごみ及び可燃残渣を対象とし、汚泥は含みません。また、中継施設は、コンパクタ・コンテナ方式を採用した施設を整備する設定とします。

(2) 破碎・選別施設

1) 評価対象

破碎・選別施設は、表 4-19 に示す 4 システムについて比較検討・評価します。

表 4-19 評価対象とするごみ処理システム（破碎・選別施設）

検討対象施設	システム	
破碎・選別施設 (H)	H①単独	2 市がそれぞれで新破碎・選別施設を整備して処理
	H②広域	2 市が共同で広域破碎・選別施設を整備して処理
	H③広域＋中継	2 市が共同で広域破碎・選別施設を整備、かつ、稲沢市に中継施設を整備して処理
	H④一宮市現施設受入	2 市の不燃・粗大ごみを既存の一宮市環境センター（リサイクルセンター）で処理

2) 前提条件

各システムにおける前提条件を表 4-20 に示します。

表 4-20 各システムの前提条件（破碎・選別施設）

条件	H①単独	H②広域	H③広域＋中継	H④一宮市現施設受入
施設数	2 施設 (a) 一宮市新施設、 (b) 稲沢市新施設)	1 施設 (広域処理施設)	1 施設 (広域処理施設)	1 施設 (一宮市現施設＋ 基幹的設備改良工 事)
施設規模	(a) 一宮市 新施設：29 t /5h (b) 稲沢市 新施設：14 t /5h	広域処理施設 ：40 t /5h	広域処理施設 ：40 t /5h	一宮市現施設 ：51 t /5h
建設候補地（仮定） ※1	(a) 一宮市環境セン ター敷地内 (b) 稲沢市環境セン ター敷地内	一宮市環境センタ ー敷地内	一宮市環境センタ ー敷地内	一宮市環境センタ ー敷地内
処理方式等 ※1	破碎・選別・保管（※既設と同様と仮定）			
中継施設 ※2	無し	無し	有り：13 t /5h	無し

※1 建設候補地及び処理方式は、広域化検討における検討条件統一のために、仮定としています。

※2 破碎・選別施設における中継施設は、処理対象物の性状から圧縮効果が低いため、ストックヤードを整備する設定とします。

(3) プラスチック資源化施設

1) 評価対象

プラスチック資源化施設は、表 4-21 に示す 4 システムについて比較検討・評価します。

表 4-21 評価対象とするごみ処理システム（プラスチック資源化施設）

検討対象施設	システム	
プラスチック資源化施設 (P)	P①単独	2 市がそれぞれで新プラスチック資源化施設を整備して処理
	P②広域	2 市が共同で広域プラスチック資源化施設を整備して処理
	P③広域＋中継	2 市が共同で広域プラスチック資源化施設を整備、かつ、稲沢市に中継施設を整備して処理
	P④個別委託	2 市がそれぞれでプラスチック資源の中間処理を民間委託して処理

2) 前提条件

各システムの前提条件を表 4-22 に示します。

表 4-22 前提条件（プラスチック資源化施設）

条件	P①単独	P②広域	P③広域＋中継	P④個別委託
施設数	2 施設 ((a) 一宮市新施設、 (b) 稲沢市新施設)	1 施設 (広域処理施設)	1 施設 (広域処理施設)	無し
施設規模	(a) 一宮市新施設 : 16 t / 5h (b) 稲沢市新施設 : 8 t / 5h	広域処理施設 : 24 t / 5h	広域処理施設 : 24 t / 5h	—
建設候補地 (仮定) ※1	(a) 一宮市環境センタ 一敷地内 (b) 稲沢市環境センタ 一敷地内	一宮市環境センタ 一敷地内	一宮市環境センタ 一敷地内	—
処理方式等 ※1	圧縮・梱包			2 市がそれぞれで 現行のプラスチック製容器包装の中間処理業者に圧縮・梱包を委託
中継施設 ※2	無し	無し	有り : 8 t / 5h	無し

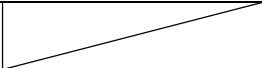
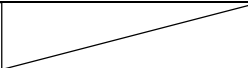
※1 建設候補地及び処理方式は、広域化検討における検討条件統一のために、仮設定としています。

※2 中継施設は、コンパクタ・コンテナ方式を採用した施設を整備する設定とします。

4.7.2 評価項目

評価項目は、総合的な観点から評価できるよう、表 4-23 のとおり設定します。具体的には、「経済性」、「環境性」とそれ以外の観点から、各システムの比較・評価します。

表 4-23 検討対象と検討内容、評価項目

評価項目				評価 手法	検討対象施設		
					可燃ごみ処理施設	破碎・選別施設	プラスチック 資源化施設
経済性	中間処理 費 ^{※7}	支出	処理 施設	定量的 評価	施設整備費		
					運営費（人件費、用役費、補修費） ^{※1}		
			中継 施設			中間処理委託費 ^{※6}	中間処理委託費
					施設整備費		
					運営費（人件費、用役費、補修費） ^{※1}		
		収入 ^{※4}			売電 ^{※5}		
	収集運搬費		定量的 評価	収集運搬費 ^{※2}			
	環境性	温室効果ガス （CO ₂ ）排出量		定量的 評価	施設稼働に伴う CO ₂ 排出量		
収集運搬に伴う CO ₂ 排出量 ^{※3}							
売電に伴う CO ₂ 排出削減量							
その他	周辺環境への影響		定性的 評価	渋滞発生の可能性			
	災害時の処理体制		定性的 評価	大規模な災害により施設が被災し、 ごみ処理が不可となった場合の処理体制 ^{※8}			
	市民サービスの利便性		定性的 評価	直接搬入（持込み）のしやすさ			
	事業スケジュール		定性的 評価	施設稼働までに要する事業期間			

※1 運営費は、20 年間の DBO 契約（運転・維持管理、補修、場内管理全てを含みます）とし、市職員の運営モニタリングや事務に係る人件費等は含みません。なお、用役費とは、ごみ処理施設を運営する上で必要な電気、燃料、薬品、水等に係る費用のことです。

※2 収集運搬費は、現行の収集運搬費に基づき算定することから、委託収集量を対象とします。稲沢市については、破碎・選別施設から発生する可燃残渣についても収集運搬量に含めることとし、広域可燃ごみ処理施設へ運搬することとします。また、中継施設からの運搬量には市民からの持込み量も含めます。

※3 収集運搬に伴う CO₂ 排出量は、ステーション収集に伴う排出量、ステーションから施設（処理施設又は中継施設）までの委託収集に伴う排出量、中継施設から広域処理施設までの運搬に伴う排出量の合計を評価します。一般持込や許可業者による運搬に伴う排出量は評価対象外とします。

※4 破碎・選別施設、プラスチック資源化施設における資源の売却益は、ごみ処理量に由来しており、全てのシナリオにおいて差異が無いため、本検討においては計上しません。

※5 売電収入は、20 年間の売電収入とします。

※6 破碎・選別施設の中間処理委託費は、一宮市の現施設の基幹的設備改良工事期間中（1 年間）の外部処理委託費を計上します。

※7 中間処理とは、廃棄物を焼却、破碎、選別等により、リサイクルまたは最終処分しやすいように安全化、減量化、減容化することです。

※8 破碎・選別施設では、リチウムイオン電池への対応を含みます。

4.7.3 広域処理システム案の比較・評価結果

51 ページ以降の表 4-24～表 4-26 に、各施設の評価結果を整理した評価表を示します。評価結果を踏まえ、広域処理施設で選定する処理システムは、施設別に次のとおりとします。

(1) 可燃ごみ処理施設

可燃ごみは、2 市共同で広域可燃ごみ処理施設を整備して処理を行うとともに、稲沢市に中継施設を整備します。

選定したシステムは、総合的な観点において他システムに比べて優位と評価されます。広域化に伴う渋滞発生等の周辺環境への影響や市民の利便性の低下への懸念に対しては、中継施設を整備することで、渋滞が緩和し、周辺環境への影響が軽減されるほか、稲沢市における可燃ごみの施設への搬入や市民の持込みが従来どおり可能となり、市民の利便性を維持できると期待されます。一方で、施設の動線計画においては、敷地内に車両が待機するスペースを十分設けるなどの周辺道路の渋滞対策を検討する必要があります。

施設を整備する方法として、広域可燃ごみ処理施設の施設規模が 412 t/日であるため、2017（平成 29）年度に基幹的設備改良工事を終えた一宮市環境センターごみ焼却施設（450t/日）を再度大規模に改修して広域化を行うことも検討の一つとして考えられます。ただし、大規模改修期間中のごみ処理方法などを考慮する必要があります。

(2) 破碎・選別施設

不燃ごみ及び粗大ごみは、2 市共同で広域破碎・選別施設を整備して処理を行うとともに、稲沢市に中継施設を整備します。

選定したシステムは、新たな施設を整備することで、施設の性能発揮と長期間の安定稼働が担保できると評価されます。また、中継施設を整備することで、渋滞が緩和し、周辺環境への影響が軽減されるほか、不燃・粗大ごみの稲沢市における施設への搬入や市民の持込みが従来どおり可能となり、市民の利便性を維持できることから、最も優位なシステムと評価されます。

一方で、環境性（CO₂ 排出量）の面では、中継施設を整備せずに 2 市共同で破碎・選別施設を整備するシステムが優位となるため、中継施設の対象ごみを一般持込みに限定するなど、中継施設の稼働に伴う CO₂ 排出量を極力軽減させる方策を検討する必要があります。

施設を整備する方法として、広域破碎・選別施設の施設規模が 40 t/5h であるため、2013（平成 25）年から稼働している一宮市リサイクルセンター（51t/5h）を大規模に改修して広域化を行うことも検討の一つとして考えられます。しかしながら、改修工事期間中のごみ処理先を確保する必要があるほか、近年多発しているリチウムイオン電池等の混入に由来する火災の発生などから既存設備の損傷が著しく、設備の大幅な改修工事を伴うため多額の費用を要することが予想されます。

(3) プラスチック資源化施設

プラスチック資源は、広域処理を行わず、2市がそれぞれで個別に中間処理を民間委託して処理を行います。

すでに2市は個別にプラスチック製容器包装を民間事業者へ委託して処理しており、プラスチック使用製品廃棄物についても処理委託先の確保ができれば、2市で新たな施設を整備する必要がなく、経済性、環境性、その他（周辺環境への影響、事業スケジュール）と、ほぼ全ての面で最も優位なシステムと評価されます。また、プラスチック製容器包装の分別収集の現行システムを踏襲するかたちでプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化も実施可能であるため、2市にとって比較的導入しやすいシステムであると考えられます。

一方で、プラスチック資源の処理は民間事業者へ委託することになるため、処理対象品目の受入要件について、民間事業者と調整を図る必要があります。また、民間施設への安定的な受入・処理が継続されるよう、民間事業者の経営安定性や民間施設の処理能力等を確認するとともに、委託先を複数とする等のリスク分散のための方策を検討する必要があります。

表 4-24 可燃ごみ処理施設の評価表

項目					単位	可燃ごみ処理施設		
						K①単独	K②広域	K③広域＋中継
経済性	中間処理経費	支出	処理施設	施設整備費	億円	571	433	433
				運営費(人件費、用益費、補修費)	億円/20年	365	301	301
			中継施設	施設整備費	億円			22
			運営費(人件費、用益費、補修費)	億円/20年			52	
		合計		億円/20年	936	734	808	
		収入	売電	億円/20年	151	165	165	
	収集運搬費		一宮市	億円/20年	130	130	130	
			稲沢市	億円/20年	34	39	42	
			合計	億円/20年	164	169	172	
	収支合計				億円/20年	949	738	815
	評価					×	◎	○
	環境性	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量	排出量	施設稼働に伴うCO ₂ 排出量	処理施設	t-CO ₂ /年	5,991	5,991
				中継施設	t-CO ₂ /年			174
			収集運搬に伴うCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	38	73	82	
削減量			売電に伴うCO ₂ 削減量	t-CO ₂ /年	-29,561	-32,320	-32,320	
温室効果ガス排出量合計			t-CO ₂ /年	-23,532	-26,256	-26,073		
評価					×	○	○	
その他(定性評価項目)	周辺環境への影響	渋滞発生の可能性			-	現行と変わらない。	一宮市の広域施設において、現行に比べ、稲沢市から、ピーク時:約128台/日、平均:81台/日(R4実績)以上の搬入車両の増加に加え、汚泥の搬入車両も広域施設へ搬入されることになるため、渋滞が発生する可能性がある。	一宮市の広域施設において、現行に比べ稲沢市から、約16台/日(中継施設から)の搬入車両の増加が予想される。また、稲沢市より汚泥の搬入車両も広域施設へ搬入されることになる。ただし、一定の間隔をのいての搬入が予想されるため、渋滞に対する可能性は、K②案よりは少ない。
	評価					◎	×	○
	災害時の処理体制	大規模な災害により施設が被災し、ごみ処理が不可となった場合の処理体制			-	2市で施設を所有しているため、片方の施設が停止した際にもう片方の施設で対応可能(片方では処理能力が不足しているため一部外部委託を行う必要がある)。施設規模は災害廃棄物処理量の余力(1割程度)を含んでいる。	施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。施設規模は災害廃棄物処理量の余力(1割程度)を含んでいる。	施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。施設規模は災害廃棄物処理量の余力(1割程度)を含んでいる。
	評価					◎	○	○
	市民サービスの利便性	直接搬入(持込)のしやすさ			-	現行と変わらない。	年間4,420件(R4実績)あった可燃ごみの稲沢市環境センターへの持込(個人＋事業)が不可となり、稲沢市環境センターから約10km離れた一宮市の広域施設まで持ち込む必要があるため、利便性は低下する。	現行と変わらない。
	評価					◎	×	◎
	事業スケジュール	施設稼働までに要する事業期間			-	現有施設を新施設稼働まで継続的に稼働とした場合、稲沢市においては現有施設の敷地内での整備が配置上困難で、市域内で新たな用地を選定・取得する必要がある、他システムに比べて施設稼働までに時間を要することが想定される。	広域施設の建設候補地を一宮市環境センター敷地内とする場合、新たな用地の選定・取得が不要であるため、令和16年度の広域施設の稼働開始は実現可能である。	広域施設の建設候補地を一宮市環境センター敷地内とする場合、新たな用地の選定・取得が不要である。また、中継施設についても稲沢市環境センター敷地内での整備が可能である。広域施設及び中継施設の建設工事は併行して実施できるため、令和16年度の広域施設の稼働開始は実現可能である。
評価					△	○	○	
総評	評価					△	○	◎
	総評					本案は、2市それぞれで処理を行う現行体制を踏襲したシステムで、周辺環境への影響や災害時の処理体制、市民の利便性の面では評価できる。しかしながら、経済性が最も低く、温室効果ガス排出量の削減効果もあり期待できないほか、事業スケジュールの面で課題があるため、△評価とした。	本案は、経済性が最も高いシステムと評価できるが、渋滞等による周辺環境への影響に対する懸念や市民の利便性の低下といった広域化によるデメリットもあるため、○評価とした。	本案は、全ての評価項目において◎又は○の評価であり、総合的な観点において他システムに比べ優位である。また、中継施設の整備により、広域化に伴う渋滞等による周辺環境への影響や市民の利便性低下への懸念は解消される。
留意事項						-	広域施設の規模が412t/日のため、2017(平成29)年度に基幹的設備改良工事を終えた一宮市環境センターごみ焼却施設(450t/日)を再度大規模に改修することで広域化を図ることの検討も考えられる。	

表 4-25 破碎・選別施設の評価表

項目						単位	破碎・選別施設			
							H①単独	H②広域	H③広域＋中継	H④一宮市現受入
経済性	中間処理経費	支出	処理施設	施設整備費		億円	97	55	55	45
				運営費(人件費、用益費、補修費)		億円/20年	104	88	88	90
				中間処理委託費(H④一宮市1年間分)		億円/年				3.3
		中継施設	施設整備費		億円			0.12		
			運営費(人件費、用益費、補修費)		億円/20年			2.53		
	収集運搬費				一宮市	億円/20年	18	18	18	18
					稲沢市	億円/20年	3.66	4.40	3.72	4.40
					合計	億円/20年	21.66	22.40	21.72	22.40
	収支合計					億円/20年	223.34	165.03	167.00	160.71
評価						×	○	○	○	
環境性	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量	排出量	施設稼働に伴うCO ₂ 排出量	処理施設	t-CO ₂ /年	518	482	482	587	
				中継施設	t-CO ₂ /年			117		
			収集運搬に伴うCO ₂ 排出量		t-CO ₂ /年	12	17	15	17	
			温室効果ガス排出量合計		t-CO ₂ /年	530	499	614	604	
	評価						○	◎	△	△
その他(定性評価項目)	周辺環境への影響		渋滞発生の可能性			-	現行と変わらない。	一宮市の広域施設において、稲沢市から、ピーク時:約249台/日、平均:79台/日(R4実績)以上の搬入車両の増加が予想され、渋滞が発生する可能性がある。	一宮市の広域施設において、稲沢市から、約2台/日(中継施設から)の搬入車両の増加が予想される。現行とほぼ変わらない。	一宮市の広域処理施設において、稲沢市から、ピーク時:約249台/日、平均:79台/日(R4実績)以上の搬入車両の増加が予想され、渋滞が発生する可能性がある。
	評価						◎	×	◎	×
	災害時の処理体制	大規模な災害により施設が被災し、ごみ処理が不可となった場合の処理体制(リチウムイオン電池への対応を含む)				-	一宮市に新施設を整備した場合、施設の性能向上と長期的な安定稼働が可能となるが、手選別作業の強化を行わない限り、リチウムイオン電池混入に伴うライン停止は継続して発生する。しかしながら、2市で施設を所持しているため、片方の施設が停止した際にもう片方の施設で対応可能。(片方では処理能力が不足するため、一部外部処理委託を行う必要がある)	一宮市に広域施設を整備した場合、施設の性能向上と長期的な安定稼働が可能となるが、手選別作業の強化を行わない限り、リチウムイオン電池混入に伴うライン停止は継続して発生する。施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。	一宮市に広域施設を整備した場合、施設の性能向上と長期的な安定稼働が可能となるが、手選別作業の強化を行わない限り、リチウムイオン電池混入に伴うライン停止は継続して発生する。施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。	一宮市の現施設にて、基幹的設備改良工事を実施した場合、新設に比べては劣るものの、施設の性能向上と中期的な安定稼働は可能となる。ただし、手選別作業の強化を行わない限り、リチウムイオン電池混入に伴うライン停止は継続して発生する。また、現施設の破碎残渣の処理ラインを維持する場合、可燃ごみ処理施設への延焼のリスクも懸念される。施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。
	評価						◎	○	○	○
	市民サービスの利便性	直接搬入(持込)のしやすさ				-	現行と変わらない。	稲沢市環境センターへの年間17,600件以上(R4実績)の不燃ごみの持ち込み(個人)ができなくなり、稲沢市環境センターから約10km離れた一宮市の広域施設まで持ち込む必要があるため、利便性は低下する。	現行と変わらない。	稲沢市環境センターへの年間17,600件以上(R4実績)の不燃ごみの持ち込み(個人)が不可となり、稲沢市環境センターから約10km離れた一宮市の広域施設まで持ち込む必要があるため、利便性は低下する。
	評価						◎	×	◎	×
	事業スケジュール	施設稼働までに要する事業期間				-	現有施設を新施設稼働まで継続的に稼働するとした場合、稲沢市においては現有施設の敷地内での整備が配置上困難で、市域内で施設整備のための新たな用地を選定する必要があり、他システムに比べて施設稼働までに時間を要することが想定される。	広域施設の建設候補地を一宮市環境センター敷地内とする場合、施設整備のための新たな用地の選定・取得が不要である。令和16年度の広域施設の稼働開始は実現可能である。	広域施設の建設候補地を一宮市環境センターの敷地とする場合、施設整備のための新たな用地の選定・取得が不要である。また、中継施設についても稲沢市環境センターの敷地内での整備が可能である。広域施設及び中継施設の建設工事は併行して実施できるため、令和16年度の広域施設の稼働開始は実現可能である。	一宮市の現施設を継続的に使用することになるため、施設整備のための新たな用地の選定・取得が不要であり、基幹的設備改良工事の工事期間は新設の建設工事に比べ工事期間が短くなるため、施設稼働までの期間も、新たに施設を整備する他システムに比べて短縮する。
	評価						△	○	○	○
総評	評価						○	○	◎	△
	総評						本案は、2市それぞれで処理を行う現行体制を踏襲したシステムで、渋滞発生や災害時の処理体制、市民の利便性の面では評価できる。しかしながら、経済性が最も低く、事業スケジュールの面で懸念があるため、○評価とした。	本案は、温室効果ガス排出量が最も低く、環境性の面で評価できる。しかしながら、渋滞等による周辺環境への影響や市民の利便性の低下といった広域化によるデメリットへの対応で懸念があるため、○評価とした。	本案は、環境性を除く全ての評価項目において◎又は○の評価であり、総合的な観点において他システムに比べ優位である。また、施設を新たに整備することにより、施設の性能確保と長期的な安定稼働を担保できるほか、中継施設の整備により広域化に伴う渋滞等による周辺環境への影響や市民の利便性低下への懸念は解消される。	本案は、経済性の面で最も優位なシステムと評価できる。しかしながら、渋滞等による周辺環境への影響や市民の利便性の低下といった広域化によるデメリットへの対応で課題がある。更に、一宮市の現施設にて基幹的設備改良工事を実施しても、施設の性能や長期的な安定稼働の面では、施設を新規に整備する場合に比べ劣るため、△評価とした。
	留意事項						—	広域破碎・選別施設の施設規模が40t/5hであるため、2013(平成25)年から稼働している一宮市リサイクルセンター(51t/5h)を大規模に改修して広域化を行うことも検討の一つとして考えられる。	—	

表 4-26 プラスチック資源化施設の評価表

項目						単位	3 プラスチック資源化施設			
							P①単独		P②広域	
経済性	中間処理経費	支出	処理施設	施設整備費		億円	91	60	60	
				運営費(人件費、用益費、補修費)		億円/20年	24	19	19	
				中間処理委託費(P④)		億円/20年			29	
		中継施設	施設整備費		億円			13		
			運営費(人件費、用益費、補修費)		億円/20年			12		
	収集運搬費				一宮市	億円/20年	30.4	30.4	30.4	30.5
					稲沢市	億円/20年	12.2	13.0	14.0	13.0
					合計	億円/20年	42.6	43.4	44.4	43.5
	収支合計					億円/20年	157.6	122.4	148.4	72.5
評価						×	○	×	◎	
環境性	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量	排出量	施設稼働に伴うCO ₂ 排出量	処理施設	t-CO ₂ /年	326	326	326		
				中継施設	t-CO ₂ /年			107		
			収集運搬に伴うCO ₂ 排出量		t-CO ₂ /年	54	53	54	55	
		温室効果ガス排出量合計		t-CO ₂ /年	380	379	487	55		
	評価						○	○	×	◎
その他(定性評価項目)	周辺環境への影響	渋滞発生の可能性			-	一宮市の新施設において、一宮市内から搬入する収集車両の搬入台数は約14台/日で、更に、市民による持込の受け入れを行った場合、現行に比べて、渋滞が発生する可能性がある。 一方、稲沢市の新施設において、稲沢市内から搬入する収集車両の搬入台数は約12台/日で、更に、市民による持込の受け入れを行った場合、現行に比べて、渋滞が発生する可能性がある。	一宮市の広域施設において、一宮市内から搬入する収集車両の搬入台数は約14台/日、稲沢市から搬入する車両台数は約12台/日が想定され、更に、市民による持込の受け入れを行った場合、一宮市の広域施設周辺において、「P①単独」以上に、渋滞が発生する可能性がある。	一宮市の広域施設において、一宮市内から搬入する収集車両の搬入台数は約14台/日、稲沢市の中継施設から1台/日程度の搬入車両が想定される。更に、市民による持込の受け入れを行った場合、一宮市の広域施設周辺において、渋滞が発生する可能性があるが、稲沢市分は中継施設で受入を行うことから、「P②広域」に比べて、渋滞の発生への可能性は軽減される。	現行と変わらない。	
	評価						△	×	○	◎
	災害時の処理体制	大規模な災害にから施設が被災し、ごみ処理が不可となった場合の処理体制			-	2市で施設を所持しているため、片方の施設が停止した際にもう片方の施設で対応可能。(片方では処理能力が不足するため、一部は外部に処理委託する必要がある。)	施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。	施設が停止した場合、外部処理委託が必須となる。	委託先の受入が施設が停止した場合、他施設での受入を検討する必要がある。事前に受入先を複数検討する必要がある。(受入先が複数ある場合はリスクが軽減される)	
	評価						◎	△	△	○
	市民サービスの利便性	直接搬入(持込)のしやすさ			-	ステーション収集の利便性は2市ともに現行と変わらないが、従来施設への直接搬入(持込)は不可となっていたプラスチック製容器包装がプラスチック使用製品廃棄物と併せて市内施設への持込が可能となるため、利便性は向上する。	ステーション収集の利便性は2市ともに現行と変わらない。一宮市民にとっては、従来施設への直接搬入(持込)は不可となっていたプラスチック製容器包装がプラスチック使用製品廃棄物と併せて市内施設への持込が可能となるため、利便性は向上する。一方、稲沢市民にとっては、プラスチック資源を稲沢市環境センターから約10km離れた広域処理施設まで持ち込む必要があるため、利便性の向上は期待できない。	ステーション収集の利便性は2市ともに現行と変わらないが、従来施設への直接搬入(持込)は不可となっていたプラスチック製容器包装がプラスチック使用製品廃棄物と併せて市内施設への持込が可能となるため、利便性は向上する。	現行と変わらない。	
	評価						◎	×	◎	○
	事業スケジュール	施設稼働までに要する事業期間			-	稲沢市においては現有施設の敷地内での整備が配置上困難で、市域内で新たな用地を選定する必要があり、他システムに比べて施設稼働までに時間を要することが想定される。	広域施設の建設候補地を一宮市環境センター敷地内とする場合、新たな用地の選定・取得が不要であるため、令和16年度の広域施設の稼働開始は実現可能である。	広域施設の建設候補地を一宮市環境センター敷地内とする場合、新たな用地の選定・取得が不要である。また、中継施設についても稲沢市環境センター敷地内での整備が可能である。広域施設及び中継施設の建設工事は併行して実施できるため、令和16年度の広域施設の稼働開始は実現可能である。	2市が新たに施設を整備する必要は無く、中間処理業者とプラスチック使用製品廃棄物の受入等の調整ができれば、令和16年度からのプラスチック資源の資源化の実施は実現可能である。	
評価						△	○	○	◎	
総評	評価						△	○	△	◎
	総評					本案は、2市それぞれで施設を整備するため、民間事業者の経営安定性や民間施設の処理能力等に左右されずに、災害時を含め安定的な受入・処理が可能という面で評価できる。しかしながら、経済性が最も低く、事業スケジュールの面でも課題があるため、△評価とした。	本案は、個別委託(P④)の次に経済性が高いと評価された。しかしながら、渋滞等による周辺環境への影響、災害時の処理体制、市民の利便性といった広域化によるデメリットへの対応で懸念があるため、○評価とした。	本案は、プラスチック資源の施設への持込が可能となるため、2市単独で整備する場合(P①)と同様、市民の利便性の面で評価できる。しかしながら、経済性の面では、P①の次に低く、環境性、災害時の処理体制で課題があるため、△評価とした。	本案は、全ての評価項目において◎又は○の評価であり、総合的な観点において他システムに比べ優位である。すでに2市は個別にプラスチック製容器包装を民間事業者者に委託して処理しており、プラスチック使用製品廃棄物についても処理委託先の確保ができれば、2市で新たな施設を整備する必要がなく、経済性が最も高いと評価できる。	

5. ごみ処理広域化の実施計画

5.1 事業主体

ごみの広域処理の組織体制には、組合設立や特定の自治体への委託など、様々な方式があります。「広域化・集約化に係る手引き」（令和2年6月 環境省）では、関係自治体のごみ処理状況、施設整備状況、人口規模、財政状況、地理的状況等を踏まえて、実施可能でメリットが大きい方式を採用すべき旨が示されています。

一般的な広域処理の組織体制及び本事業で検討対象とする方式を表 5-1 に示します。

表 5-1 広域処理の組織体制

方式	概要	検討対象	判断理由
組合設立	・関係市町村が構成員となる一部事務組合又は広域連合等（組合等）を設立し、関係市町村のごみ処理を実施	○	広域連合は、国や県の権限の受入体制として制度化されたものであり、本事業で検討しているごみ処理体制には合致しない。「一部事務組合」はごみ処理において採用事例が多いため、検討対象とする。
ごみ種別処理分担	・複数の市町村においてごみの種類ごとに分担（最終処分を含む）を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受入れて処理	△	本事業における広域処理の対象は、「可燃ごみ」及び「不燃・粗大ごみ」であり、これら进行处理するための施設は一体的に整備するのが合理的である。しかしながら、建設候補地である現一宮市環境センターの敷地には特別高圧鉄塔や送電線等の制約があり、一体整備の可否を判断するには、施設配置や施工計画の検討を要する。
大都市受入	・大都市が周辺市町村のごみを受入れて処理 ・地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受入れを実施	○	「事務委託」は、権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確となり、ごみ処理においても採用事例があるため、検討対象とする。
相互支援	・定期整備及び基幹的設備改良工事等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受入れ	×	各市が個別に処理施設を整備することが前提となり、広域処理による経済性等の利点が享受できなくなるほか、一宮市の対象ごみの排出量が稲沢市に対して2～3倍多く、一宮市のごみを稲沢市の施設で処理することは現実的でないため。

○：検討の対象、△：条件付きで検討の対象、×：検討の対象外

出典：広域化・集約化に係る手引き（2020（令和2）年6月 環境省環境再生・資源循環局）を基に作成

「一部事務組合」及び「事務委託」の各方式のメリット・デメリットを表 5-2 に示します。意思決定や事務手続、財政負担など多くの項目で「事務委託」が、採用実績及び組織体制・人材育成の項目では「一部事務組合」が優位です。広域処理の体制は、施設整備スケジュール等を踏まえて、最適な枠組みについて2市間で検討・協議が必要です。

表 5-2 各方式のメリット・デメリット

評価項目	一部事務組合	事務委託
採用実績※	全国：387 件 愛知県：15 件	全国：139 件 愛知県：3 件（①豊橋市&田原市、②名古屋市&清須市、③岡崎市&西尾市&幸田町）
	○	△
意思決定	●構成市間の合意形成に時間を要する ●構成市の市民や議会の意見が反映されにくい	●権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確となり、機動的な意思決定が可能となる ●受託側の市民や議会の意見は反映されるが、委託側の意見が反映されにくい
	△	○
事務手続	●構成市の議会の議決を経る必要があるほか、組合の規約や条例等及び構成市の条例等の制定・改正、事務所の設置、負担金の調整、組合議員の選出など、多くの手続を要する	●構成市の議会の議決を経る必要があるものの、新たな組織を作る必要がないため、組合設立と比べて手続きを簡略でき、2市間の調整項目は少ない
	△	○
組織体制・人材育成	●組合に加入する2年前までに加入することの予告が必要で、最短でも2年間は組合から脱退できない。そのため、組織の安定性は担保できるが、状況に応じた柔軟な対応が困難 ●構成市が共同で組合を運営するため、各市でそれぞれごみ処理施設に係る人材育成やノウハウの蓄積が行われる	●組合と比べて事務委託を廃止することは容易であり、状況に応じた柔軟な対応が可能である一方、構成自治体の変更等、組織の安定性を担保しにくい ●委託側はごみ処理施設の整備・運営には関わらないため、ごみ処理施設に係る人材育成やノウハウの蓄積が行われなくなるおそれがある
	○	△
財政負担	●各自治体でごみ処理施設を整備・運営する必要がなくなる ●法人格を維持するための財政負担が必要となる	●受託側は、ごみ排出量の減少に伴って生じたごみ処理施設の余力を活用できる。これにより、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある ●新たな組織を作る必要がないため、そのための財政負担を軽減できる ●委託単価の設定等によっては受託側の財政負担が大きくなる可能性がある
	△	○

○：優位性がある、△優位性に劣る

※「令和5年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（総務省自治行政局市町村課）（2023（令和5）年7月1日時点の件数）

5.2 概略スケジュール

ごみ処理の広域化を行うために必要な手順及び概略スケジュールを表 5-3 に示します。

表 5-3 ごみ処理広域化の概略スケジュール

項目		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)
広域 処理 施設	循環型社会形成推進地域計画																
	広域化計画【本計画】																
	施設基本計画																
	PFI等導入可能性調査																
	環境影響評価																
	用地 関係																
	事業者選定																
	工事																
	広域処理施設の供用開始																
中継 施設	中継施設基本構想																
	中継施設基本計画																
	PFI等導入可能性調査																
	事業者選定																
	中継施設の建設工事																
	中継施設の供用開始																

※上記スケジュールは、今後事業の進捗、検討により変更が生じる場合があります。

※中継施設は、稲沢市環境センターの建屋を再利用して整備（整備期間中は仮設の中継施設を使用）することを前提としたスケジュールです。稲沢市環境センターの敷地内の空地に中継施設を整備する場合は、中継施設の供用開始時期を前倒しすることが可能です。

5.3 広域処理体制構築に当たっての検討項目

今後 2 市で広域処理体制を構築するに当たり検討すべき項目は、以下のとおりです。

5.3.1 ごみの分別・排出区分

2 市が共同で整備する広域処理施設は、4.7.3 広域処理システム案の比較・評価結果を踏まえ、可燃ごみ処理施設、破碎・選別施設の 2 施設となります。2 施設における処理対象ごみは、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」です。

処理対象ごみの分別・排出区分は、これまでの各市におけるごみ処理システムに最適な区分がなされています。2 市の分別・排出区分はおおむね一致していますが、粗大ごみの対象の大きさに相違があります（表 5-4）。

広域処理施設でのごみの受入体制や施設の設備仕様（破碎機の投入寸法等）を検討し、市民への周知期間を十分考慮した上で、必要に応じて広域処理施設の稼働までに 2 市でごみの分別・排出区分の統一を図ります。

表 5-4 2 市のごみ分別・排出区分に関する相違点

【粗大ごみの対象の大きさ】

一宮市：指定ごみ袋に入らない、縦・横・高さのいずれかが 60cm 以上のもの、
大きさに関係なく 6kg 以上のもの

稲沢市：45ℓの指定ごみ袋に入れて口がしぼれないもの、1 点で 5kg を超えるもの、
市が指定するもの

5.3.2 家庭系ごみ処理の有料化

「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和 4 年 3 月環境省）では、ごみ処理の有料化は、排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などの施策手段として位置づけられており、「有料化の導入について検討する際には、一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題を整理し、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化の目的のもとで期待する効果を明確にすることが適切である。」としています。家庭系ごみ処理の有料化の検討は、ごみ焼却処理施設新設時の循環型社会形成推進交付金の交付要件の一つです。

尾張西部ブロックにおいて、家庭系ごみ処理の有料化は、2024（令和 6）年度時点では行っていない。ごみ排出量の推移や排出量に応じた負担の公平化、ごみ処理事業に係る財政負担状況等を注視しつつ、有料化及び有料化以外の施策を含め、総合的に検討します。

5.3.3 収集運搬体制

収集運搬体制は、表 5-5 に示すとおり、収集方法及び収集回数においては有害ごみ及び発火性危険物以外で2市に大きな違いはありません。しかしながら、収集形態においては、ごみの種類によって、委託収集の場合と、委託収集と市の直営での収集を併用する場合があります、2市で異なります。

ごみ処理の広域化・集約化により、広域処理施設への搬入ごみ量の増加に伴い施設への搬入車両の増加が想定されます。中継施設の整備で多少軽減が期待できるものの渋滞の発生と、周辺環境への影響が懸念されます。このため、2市では、搬入ルートや搬入方法、搬入時間の指定等の交通量増加対策を検討します。

表 5-5 2市の収集運搬体制

ごみ種別		収集方法	収集回数		収集形態	
		一宮市／稲沢市	一宮市	稲沢市	一宮市	稲沢市
可燃ごみ		ステーション収集	2回／週		市／委託	
不燃ごみ		ステーション収集	2回／月		委託	市／委託
資源	プラスチック製 容器包装	ステーション収集	1回／週		市／委託	委託
	空き缶・金属 類、ペットボ トル、紙類、布 類、ガラスびん	ステーション収集	1回／月 (空き缶・ 金属類、ペ ットボトル は2回／ 月)	1回／月	委託	
有害ごみ※1		ステーション収集 ／－	1回／月	－	委託	－
発火性危険物※2		－／ステーション 収集	－	2回／週	－	市／委託
粗大ごみ		戸別収集	1回／週 (有料・予約制)		委託	

※1 蛍光灯、乾電池、コイン電池、鏡、水銀使用製品

※2 スプレー缶・カセットボンベ、モバイルバッテリー・充電式電池内蔵の小型家電、ライター類

5.3.4 直接搬入システム

2市の現有施設における直接搬入システムの相違点を表 5-6 に示します。

搬入できるごみの量・排出方法・寸法、搬入できる資源の対象や曜日、家電4品目の搬入可否、事業系一般廃棄物の受入対象ごみに違いがあります。

広域処理施設への直接搬入方法は、施設運営に影響します。2市における直接搬入制度のあり方（予約制の導入など）を検討します。

表 5-6 2市の現有施設における直接搬入システムの相違点

項目		一宮市	稲沢市	相違点
搬入可能	家庭系ごみ	・可燃ごみ・不燃ごみ（ごみ袋が1世帯3袋を超える量であること）	・可燃ごみ・不燃ごみ（45ℓ以下の透明ごみ袋又は指定ごみ袋に入れる）	ごみ量、排出方法
		・粗大ごみ（有姿）	・粗大ごみ（有姿）	—
		・資源（紙類、布類、ガラスびん、空き缶・金属類、有害ごみ（蛍光灯、乾電池、コイン電池、鏡、水銀使用製品）、ペットボトル、植物性食用油）、小型家電、インクカートリッジ	・資源（紙類、布類、ガラスびん、空き缶・金属類、ペットボトル、乾電池、植物性食用油、水銀使用製品、蛍光灯、インクカートリッジ、小型家電、羽毛布団）	資源の内訳の相違
		・家電リサイクル法対象機器（4品目。リサイクル料金は郵便局・ゆうちょ銀行で事前支払が必要）	—	稲沢市は取扱なし
		・剪定枝：長さ2m以内、直径15cm以内	・剪定枝：長さ1.5m以内、直径10cm以下	大きさの相違
		—	・発火性危険物（スプレー缶・カセットボンベ、モバイルバッテリー・充電式電池内蔵の小型家電、ライター類）	一宮市は取扱なし
	事業系一般廃棄物	・可燃ごみ（不燃ごみ、資源は搬入不可）	・可燃ごみ・不燃ごみ ・45ℓ以下の透明袋を利用 ・資源の搬入は不可（※ペットボトル及び空き缶・金属類に限り搬入可）	稲沢市は不燃ごみ、ペットボトル、空き缶・金属類を取扱
搬入不可		・上記以外	・上記以外	—
受付時間		月曜日～金曜日（祝休日を含む） 8:45～12:00 13:00～16:30 【休場日】土・日曜日、5/3-5/5、12/29-1/3 （資源は土・日曜日 9:00～15:00 ※12/29-1/3は休場）	月曜日～金曜日（祝休日は除く） 8:45～11:45 13:00～16:30 （資源は8:30～17:15） 【休場日】土・日曜日、12/29-1/3	開場時間、祝休日の取扱い、休場日
処理手数料		10kgにつき200円	10kgにつき200円	—

5.3.5 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

プラスチック資源化施設は、システム評価で優位性が見いだせなかったことから広域で整備しません。しかし、プラスチック使用製品廃棄物は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえ、分別収集・リサイクルの取り組みと焼却量を減らすことが求められており、国の循環型社会形成推進交付金の要件となっています。そのため、2市ですでに実施しているプラスチック製容器包装の分別収集・再資源化に加え、現在、可燃ごみ又は不燃ごみとして処理しているプラスチック使用製品廃棄物も併せて回収し、再資源化を行う必要があります。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を行う方法は、2市が現在プラスチック製容器包装の資源化で採用している「指定法人ルート」と、市区町村が単独又は共同で再商品化計画を作成し国の認定を受けることで、認定された再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化する「認定再商品化計画ルート」があります。再商品化計画の認定を受けた自治体

は、数が限られていますが、県内においても認定の実績があります。今後、2市では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の実施方法や導入時期を検討します。

5.3.6 最終処分

一宮市は、光明寺最終処分場を保有していますが、延命化を図るため一宮市環境センターで発生する焼却残渣は民間施設に搬出し、資源化又は埋立処分しています。一方、稲沢市には最終処分場がないため、焼却残渣等は民間施設で処分しています。

2市は、広域処理施設で発生する残渣類の処理方法を検討します。

5.3.7 災害廃棄物処理

尾張西部ブロックが含まれるこの地域では、南海トラフ地震の発生が想定されており、県の推計における「過去地震最大モデル」の場合、表 5-7 に示すとおり、大量の廃棄物の発生が想定されています。

表 5-7 災害廃棄物の発生量の推計（南海トラフ地震「過去地震最大モデル」）

区分・品物等		発生量	
		一宮市	稲沢市
災害廃棄物	可燃物	76,792t	65,935t
	不燃物	126,230t	109,010t
	柱角材	8,988t	7,714t
	コンクリート	222,499t	185,684t
	金属	27,739t	23,671t
合計		462,248t	392,014t

出典：愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計（平成 27 年 7 月）

2市はともに災害廃棄物処理計画を策定しており、発生した災害廃棄物は市の処理施設で処理することとしており、必要に応じて仮設処理施設での処理や、他自治体及び民間事業者等の施設での広域処理を行うこととしています。

2024（令和 6）年 3 月の循環型社会形成推進交付金制度の改正により、処理区域外の災害廃棄物を受入れる場合に限り、施設規模の算定に 10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことが可能になりました。愛知県災害廃棄物処理計画（2022（令和 4）年 1 月改定）には、県内全域での地域内連携、地域間連携について明記されています。2市の災害廃棄物処理計画においても、処理区域外からの災害廃棄物の受入れを明記し、2市域内で発生した災害廃棄物のみならず、2市域外からの災害廃棄物も受入・処理を行い、地域の防災拠点として災害廃棄物処理の地域間連携を可能とするために必要な処理能力及び設備を検討します。

また、災害時にもごみ処理が継続できるよう施設の強靱化に向けた二次災害対策（耐震化、浸水対策等）を今後検討します。

5.3.8 費用負担及び利益分配

広域処理施設整備に際しては、施設建設費、処理費及び維持管理費等の必要費用について、2市間での分担方法を定める必要があります。

環境省の広域化・集約化に係る手引きに記される費用の分担方法を表 5-8 に示します。人口割、ごみ量割、均等割及びこれらの分担方法の組み合わせがあり、費目別にそれぞれ異なる分担方法を設定している事例も見られます。

表 5-8 費用の分担方法（建設費、処理費及び維持管理費）

費用分担方法	概要
ごみ量割	各市のごみ量（処理費及び維持管理費の場合、前年度のごみ量）に応じて費用を分担する。処理費及び維持管理費をごみ量割とした場合、費用分担割合を下げるために、各市で減量化や分別が促進される可能性がある。
人口割	各市の人口に応じて費用を分担する。1人当たりのごみ排出量が少ない市の負担が大きくなる。
均等割	全ての関係市が同じ割合で費用を分担する。関係市間で人口規模の違いが大きい場合、人口規模が小さい市の負担が大きくなる。
上記の分担方法の組み合わせ	費用の10%を人口割、90%をごみ量割というように、上記の分担方法を組み合わせて使用する。

出典：広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月、環境省）

建設費、処理費及び維持管理費以外にも、余熱利用施設や周辺道路の整備等の地域還元事業の費用や廃止となる施設の解体費用等のほか、余熱及び電力の売却により得られる収入等の利益も生じます。これらの費用分担や利益分配方法を検討します。

5.3.9 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準は、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析等を行うものです。2019（平成31）年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領が改訂され、ごみ焼却処理施設を新設する場合には、一般廃棄物会計基準の導入が交付要件として追加されました。

一般廃棄物会計基準を導入し活用することにより、一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握し、2市が行うごみ処理に関する事業の効率化を図るとともに、ごみの適正処理の確保に向けた広域処理施設の安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討します。

<用語集>

ア行	一部事務組合	市町村等が行う同一の事務を複数の市町村等が共同で行う目的で地方自治法に基づいて設置される特別地方公共団体。
	一般廃棄物	家庭や事業所などから排出される、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、し尿などの産業廃棄物以外の廃棄物。
	一般廃棄物会計基準	市町村が一般廃棄物処理事業に係るコスト分析を進めるために環境省が定めた財務諸表の作成に関する標準的手法。
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録者同士が交流できるインターネットの会員制サービスのこと。
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを、熱や電気として回収する施設。本計画では、国の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」で定める施設のこと。
カ行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの削減を行うとともに、排出せざるを得なかったものについては、森林吸収や除去技術によって、温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を差し引きゼロとする考え方。
	可燃残渣	不燃・粗大ごみを破碎・選別処理した後に残る、プラスチック類や木くずなどの主として可燃性のもので構成される残渣のこと。
	カルシウム晶析法	カルシウム分の多い排水において、炭酸ナトリウム等を用いてカルシウム結晶を析出させて除去する排水処理方法。
	環境影響評価	大規模な開発事業や公共事業を実施する前の段階で、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的により望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度。
	基幹的設備改良工事	寿命が20～25年といわれるごみ処理プラントにおいて、耐用年数の短い設備を更新することにより設備の延命化を図る工事。
	凝集膜分離法	排水に凝集剤を加えて固形物を生成させ、それを膜を用いて分離する排水処理方法。

グリーン調達	物品の調達に際し、環境負荷の小さいものを優先的に選ぶ取り組み。
建ぺい率	建築基準法で定められている敷地面積に対する建築面積の割合の上限。
広域連合	市町村等が、広域にわたる総合的な計画（広域計画）を作成し、その実施のために連絡調整を図り、その仕事（事務）の一部を処理するために設置する団体。
高度処理	沈殿などにより固形物を取り除くことを一次処理、微生物を用いて排水中の有機物を分解することを二次処理といい、これらの排水処理より高度な排水処理システムのこと。
小型家電	一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具が廃棄物になったもの（家電リサイクル法に基づく指定品目を除く）。
国土強靱化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取り組み。
戸別収集	収集車が家庭や事業所を1件ごとに巡回してごみを収集する方式。
コンポスト	食品残渣等を微生物の発酵を用いて分解させ、堆肥にすることまたは、堆肥にする設備のこと。
サ行 サーキュラーエコノミー（循環経済）	あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化することを目指す社会経済システム。
災害廃棄物	地震・水害・台風などの自然災害によって発生した廃棄物。
最終処分場	資源化が困難な廃棄物を埋め立てることで処分する施設。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で定義された汚泥、金属くずやコンクリートくずなど20種類の廃棄物のこと。
指定法人	容器包装リサイクル法の特定事業者（容器包装の製造事業者、利用事業者等）の委託を受けて分別基準適合物の再商品化を行う同法第21条第1項に定める法人。

事務委託	市町村等の事務の一部の執行管理を、他の市町村に委ねる制度。
循環型社会形成推進交付金	国が、地方自治体に対して多額の初期投資がかかるごみ処理施設の整備に対して交付金を交付する支援制度。
焼却（処理）施設	主として可燃ごみを焼却して減容化（容積を少なく）する施設。
焼却残渣	可燃ごみを焼却して後に残る灰等の残渣と焼却施設の集じん設備で捕集される飛灰のこと。
人口問題研究所	厚生労働省の研究機関で正式名は「国立社会保障・人口問題研究所」。人口研究・社会保障研究を目的として、日本の将来推計人口・世帯数を作成し公表している。
ステーション収集	地域ごとにごみの集積場所を設置し、各家庭は集積場所にごみを排出し、集積場所のごみを回収する収集制度。
ストック	在庫のこと。または、既存施設等のすでに所有しているインフラ等のこと。
ストックヤード	廃棄物を一時保管する床と壁で構成するコンクリート等で築造される構造物。
接触曝気	プラスチック製の接触材が入った排水槽に空気を吹き込むことにより、接触材に付着している好気性微生物の作用により排水を浄化する方法。
全連続燃焼式	24 時間連続で運転する焼却処理施設の方式のこと。
タービン	蒸気や燃焼ガスなどを用いて回転により動力を取り出す設備。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。焼却処理施設では、排出基準が設定されている。
堆肥化	食品残渣等を微生物の発酵を用いて分解させ、堆肥にすること。
脱炭素	温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにする取組みのこと。

単年度運転委託	施設の運転を 1 年ごとの契約で民間事業者に委託すること。
チップ化	木材等を破碎し、破碎物を作ること。
中継施設	主として、ごみの収集運搬の効率化のため、収集に用いた小型車から積載効率にすぐれた大型車両にごみを積み替える施設。
DBO	「Design Build Operate」の略称。 公設民営方式の一つで、公共の所有のもと、施設の設計・建設及び長期包括委託による運営・維持管理を一括して発注・契約する方式のこと。
特別高圧線	電圧が直流・交流で 7,000V を超えるものを送配電する電線。
ナ行 南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。
ハ行 バイオマス	動植物から生まれた、有機性の資源のこと。化石燃料とは異なり生育等により二酸化炭素を吸収するためカーボンニュートラルなものとされる。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
PFİ	「Private Finance Initiative」の略称。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
フードドライブ	個人又は企業が余っている食べ物を持ち寄り、食料を買う余裕のない人たちや福祉団体等に寄付する活動のこと。
不燃残渣	不燃・粗大ごみを破碎・選別処理した後に残るガラスくずやコンクリート等の主として不燃性のもので構成される残渣のこと。
プラスチック使用製品廃棄物	容器包装以外の使用済プラスチック使用製品が廃棄物となったもの。
プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法にて定められるプラスチック製の「容器」及び「包装」のこと。

ボイラー	熱により水を沸騰させ蒸気を作る設備。
ヤ行 余熱	ごみを焼却した際に発生する熱のこと。
ラ行 リサイクルセンター	主として不燃ごみ、粗大ごみ、資源（金属くず、容器包装プラスチック、ガラスくず等）を破碎、選別等を行うことにより資源化する施設。
リチウムイオン電池	リチウムイオンが電解液の中の正極と負極の間を移動して、充放電する電池のこと。外力による電池内部のショートや電解液として使用している可燃性の有機溶剤に起因した発火を起こすことがある。

尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画

2025（令和7）年3月

発行：一宮市

編集：環境部施設管理課

〒491-0201

一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境センター

TEL：0586-48-5383